

Doc. 3237 Evid

Folder 1

(170)



INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

c. No. 3237

3 Nov 1947

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Book entitled "European Situation and China Incident" by HONDA, Kumataro

Date: 21 Aug 1939 Original ( ) Copy (x) Language: Japanese

Has it been translated? Yes ( ) No (x)

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: ATIS

PERSONS IMPLICATED: HONDA, Kumataro

PHASE TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Preparing Japanese Public Opinion for War

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

In this book, HONDA, Kumataro (ex-ambassador to Germany) reviews the results of the Munich Conference on America, England, Germany and Japan and the relationship of these countries.

Regarding the China Incident, (pp 148-163) HONDA advocates the use of arms rather than "peace engineering". Of the current situation /1939/ and Japan's future diplomatic policy, HONDA writes of Japan's fear of England and America and concludes that war is inevitable.

Pencilled scanner's notes, containing the complete Table of Contents for the book, are attached to the original document.

Analyst: ET GARDEN

Doc. No. 3237



3237

Scanned by  
TASAKI

"European Situation  
and

China Incidents

by

Kumataro HONDA, ex Ambassador to

Germany.

Proj. No.	328
S. A. No.	10125
Sack No.	6
Item No.	159

Date published - 21 Aug., 1939

Publishers: The Chikura Shobo, Tokyo.

Table of Contents

American attitude of Japan  
and Great Britain after the  
<sup>MUNICH</sup>  
Munich Conference.

- 1. America's memorandum to Japan  
and its underlying secrets. 1
- a) Primarily a measure for the election - 5
- b) Influence of the Munich Conference 6
- c) Descemination of the speech  
delivered <sup>at Chicago</sup> last year. 13
- e) Folly of the "Pocket-lighter Diplomacy". 14

(//)



one thing I wish to ask the President, though it may seem presumptuous. Three weeks time had elapsed since the Privy Council had been called upon to discuss this matter on July 24 before I had received the documents on August 15. What was the Privy Council doing when such an important problem had been brought up? There had been frequent voices of distrust in the public and I, too, was one that felt suspicion about it. During that time, according to newspapers and other sources, the President had requested the Prime Minister to submit the answers of the Supreme War Council in reply to the Imperial question on about August 5, ten days after the draft treaty had been referred to the Privy Council, and the Prime Minister declined it.

One week after that, the Investigation Committee was organized. Thus, we Councillors could know nothing about the substance of the bill for three weeks though we had been consulted by the Emperor. I believe that when such an important bill is submitted to the Privy Council, the authorities should distribute the bill immediately and hold the Investigation Committee as soon as possible, and if there is something to ask the authorities it should be done after the Councillors are consulted over the matter. I don't intend to denounce the President for his behaviour in the past. I only wish to call his attention to this point, in order to promote the authority of the Privy Council which is the supreme advisory organ for the Emperor. If the President has any explanation to make on this point, I would like to hear it.

President (KURATOMI): No. 36 has just expressed his desire about the distribution of documents. But, it is needless for me to say that Article 7 of the Business Affairs Regulations of the Privy Council prescribes that the report of the Investigation Committee should be distributed, together with annexed documents, to all Councillors at least three days before the opening of the conference. In the past, according to this regulation, we had distributed the documents three days before the conference after the report of the Investigation Committee had been submitted. I do not think, however, that this provision is absolute. Accordingly, I do not think it against the regulations to distribute, if necessary for convenience' sake, before the Investigation has been completed. There had been examples when documents had been distributed beforehand in cases when the bill required a large quantity of documents. It is so with the present case. But this cannot be arranged according to the convenience of the Privy Council alone.



- f). America's Far Eastern Policy  
and recognition of the Present. 16
- g) ~~Unfavourable~~ American  
~~recognition~~ recognition of ~~America~~  
~~towards~~ Japan - 22
- II) England's ~~own~~ straitened Cir-  
cumstances 27
- a). Adversators for "England can  
be no wrong" 27
- b) England's attitude as manifested  
in Czecho problems. 31
- c) Government and People of }  
England following virtual } 37  
subjugation to Germany.
- d). Political Parties of England }  
that united in the expansion } 41  
of ~~dominant~~ -



one thing I wish to ask the President, though it may seem presumptuous. Three weeks time had elapsed since the Privy Council had been called upon to discuss this matter on July 24 before I had received the documents on August 15. What was the Privy Council doing when such an important problem had been brought up? There had been frequent voices of distrust in the public and I, too, was one that felt suspicion about it. During that time, according to newspapers and other sources, the President had requested the Prime Minister to submit the answers of the Supreme War Council in reply to the Imperial question on about August 5, ten days after the draft treaty had been referred to the Privy Council, and the Prime Minister declined it.

One week after that, the Investigation Committee was organized. Thus, we Councillors could know nothing about the substance of the bill for three weeks though we had been consulted by the Emperor. I believe that when such an important bill is submitted to the Privy Council, the authorities should distribute the bill immediately and hold the Investigation Committee as soon as possible, and if there is something to ask the authorities it should be done after the Councillors are consulted over the matter. I don't intend to denounce the President for his behaviour in the past. I only wish to call his attention to this point, in order to promote the authority of the Privy Council which is the supreme advisory organ for the Emperor. If the President has any explanation to make on this point, I would like to hear it.

President (KURATOMI): No. 36 has just expressed his desire about the distribution of documents. But, it is needless for me to say that Article 7 of the Business Affairs Regulations of the Privy Council prescribes that the report of the Investigation Committee should be distributed, together with annexed documents, to all Councillors at least three days before the opening of the conference. In the past, according to this regulation, we had distributed the documents three days before the conference after the report of the Investigation Committee had been submitted. I do not think, however, that this provision is absolute. Accordingly, I do not think it against the regulations to distribute, if necessary for convenience' sake, before the Investigation has been completed. There had been examples when documents had been distributed beforehand in cases when the bill required a large quantity of documents. It is so with the present case. But this cannot be arranged according to the convenience of the Privy Council alone.



Overhaul

III ~~Degeneration~~ of France 45

IV Italy and Control of  
the Mediterranean Sea 51

a) Relation of Italy and England  
and the Mediterranean Sea 52

b) need of agreement between  
Japanese and Italian  
navies 56

V Emulation of armament between  
England and Germany intensified. 59

VI Anglo-Japanese Relation 63



national defense can be prevented. This replenishment programme is presently under careful investigation by the Government and we are not yet able to give you the actual figures. In short, its object is to replenish the quality and to promote technical power. The outline of its principal items is, as has been explained by the Navy Minister at the Investigation Committee. As the fund for the established Naval programme reserved in the financial programme for 1931 (Showa 6) to 1936 (Showa 11) amounts to a total of about half a billion yen, this will be properly appropriated for the expenditure in building replacement ships and for replenishing deficiencies in our naval strength mentioned before and also for reducing taxes. As you all know, the U. S. has already ratified this treaty. As for the British Empire, almost all of the British Commonwealth of Nations have either ratified it or have finished preparations to ratify it, except for Ireland, whose procedure for ratification will be taken either after the opening of her ordinary Diet session in November this year, unless some other means for ratification may be devised before that.

We have not yet received any definite report on it, but, after all, we cannot imagine that difficulties will arise in its ratification. There are some points in the State Minister's reply, given in the reports of the Investigation Committee, which seem to prove that the meaning of our explanation has not been thoroughly understood. But as it is feared that this matter will involve too many complications, I shall not indicate them here. In short, the Government, at this occasion, hopes, in view of the internal and external situations, that the draft treaty will be passed promptly.

No. 36 (ISHII): I received on August 15, the documents relating to the London Treaty, which is presently being referred to the Privy Council. I think the President had appointed the members of the Investigation Committee prior to this, and the said documents were distributed to me at the same time with the members of the Committee. This, originally, is a matter of course, but the previous method was not necessarily like this. So I had once expressed my opinion that, as it is all the Councillors who have been ordered to discuss, it is a duty that every member should have access to the documents as soon as they are called upon for discussion,--that is to say, that I wish the documents to be distributed as soon as possible. I hereby wish to express my gratification, for I believe the recent method of distributing documents, from this standpoint, is an improvement in the proceedings of the Privy Council. I have



3237

Three Current Topics	72
Current European Topics	75
- The two "camps" and future wars -	
a) England before and after München conference	77
b) Reaction against the Versailles conference	82
c) Problems on the Restitution of colonies	86
d) Pending problems between Germany and England deblocked	90
e) Problems on the Mediterranean Sea	96
f) What about relationships between England and Italy?	98



and relying upon the responsibility of the authorities concerned. As there seems to be no fear of any other obstacle in the provisions of this treaty, we think it is inevitable, under these circumstances, to give our final decision and recognize this treaty. Relying upon the responsibility of the State Ministers who have pledged that they would take every measure to attain the object of the treaty by carrying out the national defense replenishment programme in concert with military circles and by reducing the burden of taxes, the Investigation Committee has unanimously passed a resolution.

I respectfully report the result of the investigation to the Throne that the Privy Council should pass the draft treaty.

No. 4 (HAMAGUCHI): I should now like to state briefly the opinion of the Government on today's problem of ratification of the London Naval Treaty. The object of the London Naval Treaty, as has just been reported by the Chief of the Investigation Committee, is to prevent the danger of competitive armament for the sake of world peace, and to reduce the burden of taxes; and this treaty has been signed and sealed by the representatives of the Five Powers-- Japan, Britain, the U.S., France and Italy. As far as Japan, Britain and the U. S. are concerned, we have been successful in an agreement on the limitation of auxiliary ships which had not been realized at the Washington and Geneva Conferences, and have been able to put a limitation on every type of ship.

Generally speaking, the agreement on the limitation in maintaining strength of auxiliary ships contains more complicated questions than the agreement on capital ships; and at the recent London Conference there has been much meandering in its discussions for which reason France and Italy, finally, refused to join the treaty. Japan, Britain and the U. S., however, judging from the general situation, have concluded the treaty with a spirit of mutual concession and compromise. Therefore, the result of the agreement in the said treaty on maintaining strength in auxiliary ships does not fully satisfy our demands, which will mean that deficiencies will arise in our Naval strength for maintaining and executing the present plan of operations, drawn up according to our established policy of national defense. But the military specialists are agreed in their opinion that such deficiencies can be remedied by taking some other proper replenishment measures, and that any difficulties in our



323)

- g) Action of England and Germany  
on Czecho, the Remnant Power - 100
- Criticism on Japan-Germany  
military Alliance - 105
- A. International relationships between  
England and Soviet as at  
present 108
- (a) Anglo sentiment for Japan 111.
1. View on Japan as appeared  
in the Upper House 112
2. Policy to check Japan by  
Soviet 115
- (b) Japanese are "slow" 118.
- B USSR vs England, America - France 121



naval strength prescribed in this treaty, but asserted that the security of national defense could in fact be expected by taking replacement measures. As for the replacement plan, they did not even show us its general outline, nor its principal items, on the ground that they have not yet completed the investigation, and they also have not explained much about the necessary expenditures and the estimates in the reduction of taxes. All that the Government has done was to declare on its own responsibility, that the deficiencies in our national defense will be replenished and that a considerable reduction of taxes will be carried out. But as the national defense replenishment programme essentially, should be drawn up by the mutual agreement of the Minister of State and the organs of the military command, and is not to be declared on the responsibility of the State Minister alone, we thought that the opinion of the organs having direct access to the throne would be greatly instrumental in our judgment of the problem, and we were anxious to hear their opinions by some means or other. Finally, we requested the State Minister to take steps to submit the written document of the Military Council in reply to the Imperial question, but the request was rejected by the State Minister. Originally, according to explanations by the Foreign Minister, this treaty had already been ratified by the U. S. Britain will not complete her ratification as far as Ireland is concerned until November, this year. So, even if Japan should ratify it today it would not come into effect immediately. Accordingly, in view of the grave influence that will be exercised on the interests of Japan by the results of the conclusion of this treaty, we thought it better to spend some time in waiting for the completion of the Government's investigation on the aforesaid national defense replenishment programme, and then to make mature deliberations on the question. We proposed our opinion to the State Minister but he did not approve the idea.

It was a matter of great regret for us, for it has been our duty to consider problems carefully and deliberately. But, according to the explanations of the State Ministers, the internal situation lately has become very deplorable, and they stressed that if the ratification of this treaty is left long undecided, it will give rise to political and economical unrest and exert a bad influence upon the general public. Therefore, we came to the conclusion that, under such circumstances, there was no other way than to adopt a vote on the problem, by limiting our investigations to the extent mentioned above,



C - England - America - France  
and Japanese relation 123

D - Discussion for <sup>the</sup> Tripartite 128

(a) The principle for the tripartite pact 129

(b) Means without pact - 131

(c) The arresting cooperative  
action of England and America 134.

(d) England belittles termination  
of China incidents 140

(e) American attitude of  
Japan 145

(f) We are not daunted  
with the economic blockade 147.



therefore, that this will be appropriated to the cost of replacements in our national defense and also to the reduction of taxes.

Such, then, was the gist of the questions and answers. In short, the object of this treaty lies in revising and supplementing the Washington Treaty, and concluding an agreement on various limitations in every type of ships for the realization of disarmament. Now, security or insecurity of national defense decides the fate of a country. Accordingly, to conclude an agreement limiting the armament of a country is a matter which requires the most serious consideration.

There is good reason in regard to the military affairs of our country where the military administration has been separated from the military command for years, and each, with its own separate organs, has been cooperating in assisting the exercise of the Imperial authority. However, it is of great regret that there had been in the Navy some controversies, which afterwards gave rise to criticism in the general public, about the measures taken by the Cabinet in deciding their instructions at the time of the signing of this treaty. The Cabinet not only answered that they had thought there were no objections from the Chief of the Naval General Staff at the time the instructions were decided; but also that the Navy Minister had obtained the Imperial decision that matters pertaining to naval strength should require an accord of opinions between the Navy Minister and the Chief of the Naval General Staff, and that the decision had been reported to the Prime Minister. The Prime Minister has been instructed to stick to the rule in the future, and as there has been a reply of acceptance from him, there is no necessity of discussing the "Supreme Command problem."

This affords us much gratification. Moreover, in looking at the object of this treaty, of course everyone should be willing to give his approval to its spirit of promoting world peace and preventing the danger of competitive armament, and reducing the public's burden. But the question is, as far as Japan is concerned, whether or not she will be able to attain the object with the naval strength prescribed in this treaty without bringing about any deficiency in her national defense. As this is the most important point of argument in judging the results of this treaty, we have made a careful and thorough investigation on this point. The Ministers concerned, however, have admitted that there are deficiencies in the



On the settlement of the Incident 148

A what is the effect of the diplomatic  
engineering 148

(a) The precedent in the World War I 149

(b) The precedent in <sup>the</sup> Russo-Japanese  
war 152

B. Use of arms rather than  
Peace engineering 156

(a) War - a great fact 158

(b) Put the belligerent rights  
in motion right ahead 161

Concluding remarks 163



submarines will be contrary to the spirit of the article, and it was feared that it would be impossible to carry through such a demand. When we questioned the Minister in charge on this point, he replied that it does not necessarily mean that Japan should contend her three great principles at the next conference. He further asserted that only by taking into consideration the various changes in the situation during the next few years shall we establish the best policy and strive to carry through its demands; and that even if we should repeat the demands of the three great principles, the total tonnage of auxiliary ships and the cost of construction shall not exceed the limitations prescribed in this treaty, so it cannot necessarily be regarded as an expansion of armaments.

6. It has been acknowledged by the Government itself that the naval strength prescribed in this treaty is insufficient and that, unless some appropriate replacement programme be established, we can never hope for security in our national defense. If so, what will be the result of such a replacement program? What will be the expenditure necessary for it? What will be the surplus fund to be produced by this treaty and will it or will it not lighten the burden of taxes on our people; and if so, to what extent?

As all these questions are very essential for judging whether this treaty will attain its object or not, and are the important items for investigation, we demanded that the Government give us a general outline on these points. To this, the Minister in charge explained that a national defense replacement programme is now under investigation by the Naval General Staff, but as it will not be published till the investigation is complete and approved by the Navy Ministry and further discussed with the other Government departments concerned, the time for decision will be, at the earliest, this autumn, about the time when the national budget will be drawn up. However, as there will be considerable surplus funds following the fulfilment of this treaty, the Government will declare on its own responsibility that part of it will be appropriated for the replacement of deficiencies in our national defense, while the rest will be appropriated to lighten the burden of taxes on the people.

Supposing we consider it on the basis of the total sum of five <sup>hundred million</sup> ~~billion~~ yen reserved in the financial programme for 1930 (Showa 5) to 1936 (Showa 11) as an established plan for the Navy, there will still be some surplus fund even if Japan makes use of every right to build the replacement ships prescribed in this treaty. He explained



3237

How to enforce the Anti-Comintern  
Camp 167

The Anti-Comintern Pact is  
a pact against USSR. 167

Understandings of England, America  
and France — a wish devoid  
of reality — 172

USSR — the check on Japan  
— Keen is the insight of  
an English journal for  
the Incident. 179

Neutral nations/increase  
war planes — Responsibility  
of the Great Japan for the  
international peace — 186



He further said that the term of validity of this treaty is as short as five or six years, and that through Japan's demand, a prescription has been added to Article 23 of this treaty promising Japan a position to discuss in the next conference from an entirely free standpoint without any restrictions from the present treaty. Therefore, he explained, though there are some points with which we are dissatisfied in this treaty, we are left a way to adjust them in the future difficult though it may be.

4. If the U.S. is to maintain 18 heavy cruisers according to the provisions of this treaty, Japan will have her heavy cruisers considerably reduced in ratio to the U.S. two or three years after 1936 and this will bring about insecurity in our national defense. There are some who are of the opinion that the Chinese problem will then give rise to complications between Japan and the U.S. As we felt anxiety on this point, we asked the opinion of the authorities; the Minister concerned replied that, in order to prepare for the period immediately after the expiration of the treaty term, we must make previous preparations within the extent of the provisions of the treaty, and accelerate the building of new ships after the termination of the treaty; thereby we shall be able to increase our ratio. It is hard to believe that the U. S. will take a provocative attitude toward Japan during that time; and he explained that as the diplomatic relations between the two countries will become more amicable by the conclusion of this treaty, there will be no fear of any war.

5. The Government authorities have explained that the deficiency in naval strength caused by this treaty will be replenished as a result of the next conference. However, Japan has already failed once, at the Washington Conference, to realize her demand to maintain 70% in capital ships of the amount of the U.S.; and she has failed the second time at the recent London Conference to realize her demand to maintain 70% in heavy cruisers and her present strength in submarines. Thus, it will not be difficult to imagine that she will face more difficulties in carrying through her demands at the next conference. Especially, the conditional clause of Article 23 of this treaty not only seems to be meaningless in legal logic but according to the original text of Article 23, the object of holding the conference of 1935 lies in the conclusion of a new treaty with the object of a gradual realization of disarmament. Accordingly, such a demand like the above is likely to be regarded as expansion of armament; especially the demand to increase the numerical strength of



3237

Toward the mutual-aid Pact

- how to treat the military  
alliances - a tentative protocol - 194

Current Situation and Japan's

Diplomatic Measures

- |    |   |      |
|----|---|------|
|    |   | 203  |
| 1. | Introductory remarks  | 203  |
| 2. | Another war in Europe?  | 204  |
| 3. | England moves at winning<br>America and Soviet over its<br>side | 208  |
| 4. | Real cause of European unrest                                   | 213. |
| 5. | Air force of England and<br>France is weak                      | 217  |
| 6. | English Diplomacy Overhrown                                     | 222  |
| 7. | American diplomacy as a<br>measure to retain political power    | 224  |



would oppose the contents of the draft, the Navy Minister answered that, although he had been informed of some dissatisfaction on the part of some of the naval officers at that time, he considered that they would refrain if their opposition involved the risk of a break down in the negotiations. When further questioned why he did not confirm the intention of the Chief of the Naval General Staff, the Minister replied that there was a man in charge of business matters of the Navy Minister at that time in the Cabinet and that he had signed the treaty as a plenipotentiary, according to instructions from the Government. He further explained that judging from the telegram received from the Chief of the Naval General Staff at the time of the instructions, he had thought the Chief had rather agreed to the instructions.

3. Regarding the circumstances under which the Government accepted the proposed compromise which was inconsistent with the so-called three great principles held to be the minimum demand for part of our naval strength necessary for national defense, the Government explained that though they would admit the proposal was unsatisfactory, there had been no possibility of reaching any other adequate agreement, judging from the development of the negotiations. If the conference broke down, it would have had a grave influence upon the international situation of Japan; and considering the financial and economic hardships which would be visited upon our country through competition in shipbuilding, etc., in other words looking at the matter from the general situation of our nation, he considered the Government could not help but accept the proposal.

We then put a question to the Minister concerned, whether the security of the national defense of our country could be secured by the naval strength prescribed in the present treaty; and he answered that it might be difficult to carry out operational plans according to the existing principles of national defense with the above naval strength. On one hand, however, Japan has succeeded in maintaining more tonnage of light cruisers and submarines than expected. While on the other hand if she carries out the right to build replacement ships; does her best to perfect quality by completing equipment and improving armaments of existing ships, equipping ships not subject to limitations; increases the number of airplanes; and makes an effort to develop her troops "technical" power by improving training and discipline and increasing the number of crews, he believed that the security of our national defense could practically be expected.



8. Antagonism of the two fronts / England vs Germany / 227
9. The standpoint of Japan and England 232
10. Japan's diplomacy towards England and America as it is 237
11. Why do Japan fear England and America? 241
12. England's Far Eastern Diplomacy is Insolent 246
13. Let the belligerent fight in operation at once! 250
14. Acknowledge the fact of waging war intuitively 255



3237

- 15- Operation of the belligerent rights and settle of the concessions - 260
- 16- Unaccountable Treatment of Aliens /in Japan/. 266
17. Economic Saction Law never works out . 267
18. Responsibility rests with the Central Authority 272
19. Must seek for <sup>an</sup> Imperial receipt for declaration of war 276
20. Royal road of war-time diplomacy . 281



the affairs concerning the Naval forces should be dealt with according to the old custom; and that in this case there should have been an accord of opinions between the Navy Minister and the Chief of the Navy General Staff. After the Imperial sanction, he reported it to the Prime Minister and notified him that things would be run in this way hereafter. That the Prime Minister had replied that he had received the notification is a point fully clarified by the documents submitted by the Navy Minister. As we thought it very important to clarify the truth of this question, we first asked the Prime Minister, who had at that time been in charge of the business affairs of the Navy Minister, if he had considered it necessary from the beginning to obtain the consent of the Chief of the Navy General Staff in giving the instructions regarding the agreement on naval strength. The Prime Minister answered that he had considered it necessary that there should have been an accord of opinions between them according to the old custom. Next, to the question whether there had actually existed an accord of opinions between them he replied that the Chief of the Naval General Staff asserted at first that our three great principles were the minimum possible demands from the standpoint of our plan of operations; and therefore he, as the one responsible for the manipulation of troops for operations, could not agree to the naval strength outlined upon the U.S. plan which did not fulfil the necessary conditions. However, in the light of the various circumstances thereafter, he had considered that the Chief of the Naval General Staff after all, had no objections to the measures taken by the Government in giving the instructions. As we harboured much suspicion about this answer, we wanted to hear personally from the former Chief of the Naval General Staff, so we had requested the Cabinet to take measures to have him attend the meeting and explain the fact. The Cabinet, however, refused to do it. When we further questioned the reason why, the Ministers of State, in reply to questions in the Diet on this problem had answered that the Government had decided the matter, after taking the opinions of the military circle into consideration, and intentionally avoided the use of the expression "consent" or "accord of opinion"; the Prime Minister explained that the Cabinet had answered simply "taking into consideration so and so," because it had considered it undesirable to give a detailed account of its relation with the military circle in the Diet.

Moreover, to the question whether Plenipotentiary TAKARABE, who had been the Navy Minister, in signing this treaty did not think the Chief of the Naval General Staff



# European situation and the China Incident

written by HONDA Kumataro  
published by Chikura Shobo  
on 21 August 1939

This book is a collection of his  
speeches delivered at various meetings.

- (1) America's attitude toward Japan and  
England after the Munich Conference.

The American government presented a  
representation on 6 October, about  
which Japanese authorities are much  
concerned. HONDA says there's nothing to  
worry about, because it is only a gesture  
meant for the internal effect in  
preparation for the coming election.

England suffered from defeat at the  
Munich conference, and she realized  
the necessity of strengthening her  
armament and national mobilization.  
HONDA advocates that the Japanese forces  
attack Britain in order to finish the  
incident. England will not be able to  
do anything.

at Nippon Diplomatic Society,  
Dec. 1938.



3237

Occupy CANTON!

Invited to speak at a meeting of ten business men having seats at the House of Representatives, Mr HONDA

opined that in order to settle the

China Incident, CANTON should be

occupied quickly. HONGKONG is the

source of assistance to CHIANG KAI-SHEK

that to occupy CANTON is to

ask virtually Britain if she is

prepared to aid CHIANG Kai-shek

by the use of power. (pages 28-29)

He referred to Col. TAKEKAWA / Yoshikawa / -

the accused, who also presented

at the meeting as one with whom



1 "Q 1931?

2 "A Yes.

3 "Q While you were War Minister?

4 "A Yes. Until this time there had been no fixed  
5 policy, and it was realized that the absence of policy  
6 would result in the spreading of hostilities. It had  
7 been decided that the three provinces comprising Chang  
8 Hsueh-liang's territory required pacification, but a  
9 statement by Chang Hsueh-liang to the effect that his  
10 jurisdiction extended over four territories expanded  
11 the scene of activities to Jehol. Chang Hsueh-liang  
12 was originally at Ching Chow. He later withdrew to  
13 Jehol from where he conducted his government.

14 "Q Then, in December, 1931, the Cabinet decided  
15 to pacify those four provinces under General Chang?

16 "A Yes.

17 "Q General, going back to your policy decided  
18 by the Cabinet in December, 1931, were all the members  
19 of the Cabinet there when the decision was made?

20 "A They were all there."

21 Continuing to page 4 of the interrogation of  
22 the 8th of February, the middle of page 3 of excerpts:

23 "Q Did the Cabinet agree that you should occupy  
24 those four provinces with the Army?  
25



3237

he was insisting upon the  
occupation of CANTON - (pages 30-31)

The same opinion was also  
indicated at a round table talk  
sponsored by the Diamond. (p. 64)



1 question, page 6 of the interrogation of the 7th of  
2 February:

3 "Q General, you ordered the extension of the  
4 Japanese occupation in Manchuria from the time you  
5 became Minister of War?

6 "A After a policy has been decided by the  
7 government, orders for operations would be issued  
8 by the Chief of the General Staff. The War Minister  
9 has no right to issue orders in connection with oper-  
10 ations. In other words, policies would be decided by  
11 the government and the carrying out of this policy  
12 would be effected by the General Staff, and the  
13 policy was to bring peace and order to territory under  
14 Chang Hseuh-liang.

15 "Q Who decided that policy?

16 "A The policy would be decided by the government.

17 "Q By the government, General, do you mean the  
18 Cabinet or the War Ministry?

19 "A The Cabinet.

20 "B At what time did the Cabinet decide on this  
21 policy?

22 "A This was decided at the time it was decided  
23 to request an increase in expenditures.

24 "Q What date?

25 "A It was in December. I do not remember.



C-111

Doc No 3237

Proj. No.	<u>328</u>
S. A. No.	<u>10125</u>
<del>Box</del> <del>Sack</del> No	<u>6</u>
Item No.	<u>159</u>



310

政治
4548
永久保存

省務內  
14.8.18  
(版出通普)

IMT 616

3 634

IMT 616

2



元駐獨大使 本多熊太郎著

# 歐洲情勢と支那事變

千倉書房版

*Kumataro Hondo*



## 序

「平和は不可分性だ」とリトヴィノフが言ひ、「日支事變は世界政局の大きな渦紋の一つであつて、東京や南京で始末が着けられるものでない」とロンドンタイムズ紙が颯言して居る。天津事件の東京會議で、無邪氣な日本民衆の所謂老獪振を發揮して居る英國外相・ハリフワックス卿もツイ最近該會商に於ける日本の主張を詬罵しつゝ、「然し英國の役割は日支間に調停して干戈を熄止せしむるにあり」と云つて居る。援蔣國策は變更しないのだと斷然頑張つて居りながら、同時に「日支間の調停は我々の役割だ」と云ふのは、纏て英國が主役となつて日支事變に干渉する即ち日本をし



て戦果を空ふせしむる底の芝居を打つのだとの御諾宜であり豫告でもあるのだ。著者は事變の當初から支那事變に於ける所謂英國の敵性を指摘し、あらゆる機會に朝野に向つて警鐘を亂打した。今や交戦二年にして漸く國民常識となつたかの觀がある。國際の情偽は複雑どころではなく、其の表現、呈辭の千變萬化は、且にして夕を測られざるものがある。英國の朝野が聲を大にして我に威嚇を加ふるの時こそ彼れが立場の轉たゞ脆弱と難避に纏綿されて居るを日本國民は看破すべきである。ミュンヘン會議後の歐洲政局では英國は斷じて優勢ではない。英國に感心すべきは、コウした裏面の創痍、弱點を押し裏つみつゝ、悠然泰然として其智巧と權變とを縦横に振り向はし、ソソジョそこれらの田舎者を或は威

嚇し、或は煽揚し、硬、軟、緩、急、隨時隨處に對手を翻弄するの不死身性にあるのだ。日本國民も今やドウやら所謂歐洲情勢と支那事變との關聯性なるものを覺知して來たようである。支那事變處理對策は此の關聯性に對する正確の認識に立脚してのみ正鵠を得ることが可能である。此の意味に於て本書收むる所の數篇の論策が讀者の時局觀に萬一の裨補となり得ば著者の本懐之に過ぎず。昭和巳卯八月、當然停頓すべかりし日英間東京會談に於ける我現地代表引揚の聲明に接したるその日

著者識す



目次

米國の對日態度とミュンヘン會議後の英國……………一

一、米國の對日通牒と其の魂膽……………一

(イ) 第一は選舉對策……………五

(ロ) ミュンヘン協定の影響……………六

(ハ) 前年のシカゴ演說敷衍……………三

(ニ) 懷中電燈式外交の愚……………四

(ホ) 米國の極東對策と現認識……………六

(ヘ) よくない米國の對日意識……………三

目次

一



二、英國の苦境……………七七

(イ) 「英國に非違なし」論者……………七七

(ロ) チニツコ問題に現れた英國の態度……………三三

(ハ) ドイツに屈服後の英國の朝野……………三七

(ニ) 軍備擴張に一致した英政界各派……………四一

三、佛蘭西の顛落……………四四

四、伊太利と地中海の制覇……………五一

(イ) 地中海と英伊關係……………五一

(ロ) 日伊海軍協定の必要……………五五

五、英獨の武力競争激甚……………五九

六、日英關係……………六三

時局三題……………七二

歐洲の時局に就て……………七五

——兩陣營と將來戰——

(イ) ミュンヘン會議前後の英國……………七七

(ロ) ヴエルサイユ條約の反動……………八二

(ハ) 植民地返還問題……………八六

(ニ) 英獨間の懸案行詰り……………九〇

(ホ) 地中海問題……………九六

(ヘ) 伊佛の關係はどうか……………九六

(ト) 殘存チエツコへの英獨の行動……………一〇〇



日獨伊軍事同盟論是非

.....一〇五

A 英蘇の國際的現段階

.....一〇八

(イ) 英國の對日感情

.....一一一

(a) 上院の討論に現れた日本觀

.....一一二

(b) 以蘇制日の方針

.....一一五

(ロ) 日本人のお人好し

.....一二八

B 蘇聯と英米佛

.....一三二

C 英米佛と日本關係

.....一三三

D 三國同盟化の議論

.....一三八

(イ) 三國關係條約化の原則

.....一三九

(ロ) 條約化せざる遣り方

.....一三一

(ハ) 注目される英米海軍の共同動作

.....一三四

事變處理策に就て

.....一四八

A 外交工作の效果如何

.....一四八

(イ) 世界大戰當時の先例

.....一四九

(ロ) 日露戦役の先例

.....一五三

B 講和工作よりも武力運用

.....一五五

(イ) 「戦争」といふ一大事實

.....一五八

(ロ) 斷然交戦權を發動せよ

.....一六一

結 言 .....一六三



防共陣營を如何に強化する? ..... 一六七

『防共』は對ソ盟約 ..... 一六七

英、米、佛の『諒解』——現實遊離の願望的思想 ..... 一七三

『討日』の切札ソ聯——鋭し英誌の事變見透し ..... 一七九

中立は戦機増大——國際平和に對する大國日本の重責 ..... 一八六

相互援助條約締結へ——軍事協定はドウする、條約試案 ..... 一九四

現前の時局と我が外交對策 ..... 二〇三

一、序言 ..... 二〇三

二、歐洲は再び戦ふや ..... 二〇四

三、英國の米蘇抱込運動 ..... 二〇八

四、歐洲不案の眞因 ..... 二二三

五、英佛空軍の弱勢 ..... 二二七

六、英國外交の敗退 ..... 二二三

七、政權維持策としての米國外交 ..... 二三四

八、兩陣營の對立 ..... 二三七

九、日本と英國の立場 ..... 二三三

一〇、我が對英米外交の實情 ..... 二三七

一一、何が故に英米を恐れるか ..... 二四一

一二、不遜なる英國の極東外交 ..... 二四六

一三、速かに交戦權を發動せよ ..... 二五〇

一四、戦争をしてゐるといふ事實を先づ自ら認めよ ..... 二五五

一五、交戦權發動と租界問題解決 ..... 二六〇

一六、不可解なる在留外國人待遇 ..... 二六六



一七、經濟制裁は絶對不可能なり……………二六七

一八、中央指導層の責任……………二七三

一九、大詔御煥發を奏請すべし……………二七六

二〇、戰時外交の常道……………二八一

【目次了】

米國の對日態度とミュンヘン會議後の英國

(昭和十三年十二月 於日本外交協會)

一、米國の對日通牒と其の魂膽

去る十月六日の日本に對するアメリカの抗議は、例に依つて機會均等、門戶開放の違反呼ばはり——甚だしきは日本内地に於ける爲替管理令の運用がアメリカ人に對して差別的に行はれて居るだとか、日本内地のことまでも併せて抗議して居るやうであるが、あの十月六日のアメリカの抗議を大變心配して居られる御方が少くないやうである。私はアレを新聞で見た時に格別意に介しなかつた。少しも驚きもしなかつた。勿論外交上の一新局面の發生などは毫しも考へてゐな

米國の對日態度とミュンヘン會議後の英國



い。ところが私の懇意な某海軍大將、之は頭腦精緻を以て聞こえて居る大將である、その大將から「本多さんは之をドウ云ふ風に處理すれば宜いと云ふ考だらうか、君、本多さんに會つたら聽いてくれ」と言はれて、私の所に出入の或る人が「時にアメリカの抗議はどうでせうか」「アメリカの抗議と云ふのは何だ」「アドヴァタイザーにテクストが出て居るさうですが、十月六日附の公文です。實は大將がソレを心配して居られて」云々、少しウイスキーでも飲み過ぎてドウかして居られるなど私は思ふた。私曰く「アドヴァタイザーのアレのことか、アレなら何もソウ驚くことはない。アレは俺が當局だつたら、即刻ドクトル・ペーティに書かせてサツさと回答してしまつてゐる。あの米國公文は其の内容と云ひ辯證法と云ひ全然法廷に出す告訴狀式に出来て居る、法律的技術で捏つち上げて居る。コチラも宜しく原告訴狀の辯駁と云ふ氣持で法律的技術事項として取扱ふべ

きだ。幸ひにして少なくとも世界の國際法學界に歴とした存在を有するペーティ博士が外務省に居るのだから、此の人にたのんで此の回答文を書いてもらふが可い」「ソナナことでよいでせうか」「それでよい。第一、アメリカがアノ抗議の趣意を實行に移さうと云ふには、まだ準備が出来て居らぬ。またソウ云ふ考ぢやない。準備とは武力のことだ。その武力が當分出来上らない。只今大いに勉強して武力を拵へようとして居るのだ。ソナなら經濟的手段で来るかと云へば、是れも成算あつてのことではない。一體我輩は昨年の事變勃發當初から日本としては萬一の場合を慮つて重要軍需原料品の配給統制までせねばいかぬぞと云ふことを言つて居るのであるけれども、それは日本としての覺悟を説いたので先方の立場について云へば、アメリカ一國で日本に對する石油とか鐵とかの賣込を止めて見たところで、他の國から賣込めば何んにもならぬ。結局各國の話を纏めてアメリ



カがリーダーで皆なで以て日本に掛つて来るやうにせねばならぬが、今日は列國間の氣合ひはまだソコまで來てゐない。又、アメリカ一國だけに付いて言ふも、日本が餘程利口のためか、或は又事情が日本をして伶俐な行き方に出でさせたのかは知らないけれども、兎に角日本が

をアメリカから買ひつゝあ

る。若しそれがなければ、アメリカは疾くの昔に中立法適用と出て居つたかも知れない。何分日本から××な注文を受取つて居るから、その方面の連中が袖を引張る。だから今新に軍需資材供給に日本を窺めるやうな手を打たうとしても、今まで中立法の發動を阻害し來つた、あの事情に變化がないかぎり、中立法發動がチツヨと實際問題化し難からう。又別種の壓迫手段として通商關係上日本をドイツと同じやうにブラック・リストに載せる、即ち互惠主義で米國が各國と結びつつある通商條約に對する日本の均霑を許さないと云ふこととも考へ得

られるのであるが、斯うした最惠國待遇の剝奪は日米通商條約を廢棄せねば行はれない。然るに日米通商條約廢棄には六ヶ月の豫告を必要とする。半年後にならぬと効果を發生しない措置では當面の實際問題にはならない。ツマリ武力は勿論のこと、經濟方面からも此際あの抗議の趣意を實行し得る手法はアメリカは今持ち合せて居ない、さう云ふ譯で、實は私は此の米國抗議の件にあまり思念を傾けて考へたことがないのだ」

だが何故アメリカが此際アア云ふ抗議を改めて持ち出して來たか？

(イ) 第一は選舉對策

私が想像する所では、先づ第一に、本日(十一月八日)からアメリカで始まる中間選舉——之を控へての所謂選舉對策である。と云ふのは支那に居る商人や宣

米國の對日態度とミューンヘン會議後の英國



教師などから色々な陳情を頻々として持込んで来て居る、云ふまでなく選挙戦には有らゆる問題が利用されるから、政府は豫じめ先手を打つて、それに付ては此の通り日本に對し嚴重に行つてると云ふ立場を作らねばならぬ。今度の抗議は、いつもよりは行文冗長で、しかも日本内地に於ける爲替管理令の運用にまで文句を着けて居るところを見ると、對内宣傳の氣味が多分に現はれて居るやうに感ぜられる。アメリカの公文の論旨は、此の席に居られる田村幸策君が中外商業紙上で明晰に論駁されて居る、アレで盡きてゐる。

(ロ) ミュンヘン協定の影響

第二點として申すべきは夫のミュンヘン協定の米國人心に與へた影響である。即ちヒットラーに英佛がやられてから、世界——少くとも所謂民主主義諸國を風

靡して居る思潮は、軍備絶對至上主義である。先般のチェッコ問題のあの最後の一幕以來、英國の労働黨すらも、軍備絶對至上主義と云ふことに轉向してしまつた。アメリカでは、ルーズヴェルト現大統領が明後年の選挙戦で第三期大統領を狙ふや否やと云ふことは興味ある問題であるが、彼氏が一九三二年に大統領に就任した時の米國の經濟状態や社會状態は實に慘澹たるもので、社會的破綻をも見兼ねまじき勢ひであつた。爾來色々工夫努力をして居るが、彼氏の就任當時、千二百萬乃至千三百萬と謂はれた失業者をドレだけ無くすることを得たかと云へば、何百億の金を使つて一時は四百萬人ばかりは無くしたのだが、それが再び元に戻つて来て、殊に今年になつてから失業者が非常に殖えた。アメリカ人はデイプレッション（不景氣）とは言はずして、リセッション（景氣後退）だと言つてゐるが、どつちにしても失業者がドンドン殖えて居る。



一體「ルーズヴェルトの經濟更生策たるニューディールが成功せぬ時には日本は、アメリカから非常な痛撃を喰ふかも知れぬ、少くとも大きな軍備で嚇されるぞ、國難に藉口して民心を外に轉すると云ふことは、デモクラシーの國の政治家がよく行ふ手である」と云ふことは、私がル氏就職當時から、ソウ云ふ場合があるやうに豫感し世上の職者に警告もして居つたところであるが、今度は正にソウである。ミュンヘン協定で、歐洲再戰の危機は間一髪に免れたが、抑もチェッコ問題に付てのルーズヴェルトさんの活動は、我々の觀るところでは、格別有力の影響を及ぼしたらうとも想像出來ない、極めて抽象的、概念的な平和的解決勸告の電報を、第一回はドイツとチェッコの大統領に對して打ち第二回にはヒットラーに對してのみ打つて「お前が平和解決の決心さへすれば平和になるのだ」と言つた。それだけのことであるが、英國議會に於ける討議の速記を見て居ると、チ

ムバレン首相の演説ではムツソリニにも敬意を表し、ダラダイエにも敬意を表し、就中「米國大統領の有力なる支援に依つて云々」と大に大鼓を打つて居る。そこでアメリカ人は好い気分になつて、ルーズヴェルトの申入の故に流石のヨーロッパの連中も角を折られたのだと考へて居るらしい。之と同時に恰度先年のエチオピア問題に於けるラザアル、ホア合作の解決案が弱國エチオピアを犠牲にしたものだとして米國で非常に不人氣であつたやうに、今度のミュンヘン協定も、アメリカ人は、民主主義の國がヒットラーの鐵拳に叩き付けられたのだ。無流血の大敗北をしたのだ、畢竟軍備が足らぬからだ。と、斯うアメリカの輿論は認めて居る。大統領側も盛んにさう宣傳して居る。兎に角米人一般の感情としては何分にもヒットラーの成功が小憎くらしい。

そこでアメリカは此の機運に乗じて、海軍を更にくゞらえらるゝものにする、陸



軍もドえらいものにする、大軍備を完成しなければならぬと、コウ云ふ風にホワイト・ハウス方面から頻に宣傳して居るやうに見える。周知の如くアメリカの軍備は——殊に海軍及び空軍の關する限りは、主として日本を對象として居るのだから國內に對する軍擴宣傳の角度からは此際どうしても日本に一本打込んで置かなければならぬ。大軍備進行曲の一つの擴聲として日本を取つちめて置くことは必要なんです。御承知の通り今から數ヶ月前にはルーズヴェルトに對する國內の人氣は相當不味であつて、或は勞働組合の内輪割れや、或は民主黨内に於けるニュー・デイルを好まぬ連中と、ニューデイル絶對支持派との内紛、或は地方のニューデイル派でない上院議員や代議士連を落選させるべく大統領自身で地方に出掛けたり、色々行つて居つたのであるが、ミュンヘン協定以來は、國難前に迫り、どうもドイツがブラジルあたりにも手を出しかけた、大西洋に對するド

イツの侵略アグレッションに備へなければならぬと云ふ宣傳をし、それに乘じて大統領の大軍擴進行曲の擴聲が非常な人氣を浴びつゝある。恰度一九三二年に初めて大統領に就任した當時の聲望と相等しい、今日ほどルーズヴェルトの人氣が上がつて居ることはないとすら云はれて居る。少くとも英國あたりではソウ云ふ風に見てゐる。

世界大戰の時に軍需工業局長をして居つたバルークと云ふ人が、「日獨伊は世界中のマーケットと資源を鷲の目鷹の目で探して居る。殊にドイツは南米の方にグン／＼と侵攻的に入つて行く」と云つて——このブラジルのことは御承知の如く、ブラジル駐在のドイツ大使が歸朝して居つたのを、ブラジルの方である大使を歸任さして呉れては困ると言ふたので、ドイツの方も、それではお前のところの大使もベルリンから歸らして呉れなければ困ると云ふので、互に大使を呼び還



して氣まづいことになつて居るが、之は米國のユダヤ分子の策動などがあるのではないか。證據はないけれども私はソウ云ふ風に疑つて居る。此のバルークといふ人もユダヤ系米人中の有力者なんです——とにかく獨裁政治國、ファッショ國、全體主義國と云ふものが、アメリカから言へば、嫌な奴に相違ない。今までは腕ツ節で實際に叩き付けなければならぬ相手は太平洋の西にある日本だけだと云ふ臆立になつて居つたところ、大西洋の方から、ドイツも來るぞ、イタリーも來るぞ、中々油斷ならぬ。コウ云ふ風な宣傳の結果、今や國を擧げて大軍備に向つて狂奔しつつある。この大軍備進行曲の伴奏として十月六日の對日公文が役立たせられて居るのではないかと想像する。

(ハ) 前年のシカゴ演說敷衍

それからまた昨年十月五日にルーズヴェルト大統領が御承知のシカゴ演說に於て「侵略戰は傳染病の如きものだ、コウ云ふ病氣が他に傳染してはならぬから、侵略國は宜しく之を檢疫所に隔離すべきだ」と、暗に支那事變に於ける日本を指しての糾弾演說を行つた。その翌六日には國務卿ハルがステートメントを發表して、「國際聯盟に於ては支那の提訴を採り上げて、日本が行つて居ることは、九國條約違反、不戰條約違反、聯盟規約違反として聯盟が扱ふやうになつたといふ報告を、スキスに居る米國公使から受取つたが、米國政府も今次の支那に於ける日本の行動は、九國條約違反、不戰條約違反であると認める」といふことを公表して居る。唯今は恰度その一周年に當たる。向ふの人達は、輿論に訴へる重大宣



傳にはコウした一種の聯想を伴ふ日取りの點にも相當重きを措く。ソウ云ふ偶然の廻り合せもあつて、タイムと云ふ角度から十月六日を選んだ。即ち昨年シカゴ演説及び之が補説の國務卿ステートメントの趣旨を、その一周年の日に更に敷衍し擴大して宣傳的效果を期したものと見られる。

(二) 懷中電燈式外交の愚

一體なゼアメリカのことを斯う執拗に話すかと云へば、私のやうな世間に餘り交渉の無い人間は、世間の事は判らぬ立場に居る譯であるが、併し必ずしも判らぬことはない。相當に判る。その私から観ると、現在日本の國政の動きに

或る方面に於て、何とかして一つ英米間に楔を打込んで、アメリカを抱込ませ、今後の外交は日米親善で行かう。さうして滿洲や北支にアメリカの資本をウ

ンと入れる——といふ考があると云はれて居る。必ずしも齋東野人の語とも見做されぬやうである。しかしコウした考へ方は、誠に以て無邪氣至極と申すよりは實に危険千萬なる御考へである。恰も燈火管制下の道路を懷中電燈をたよりに歩んでいる人のやうなもので自分の足許だけは辛うじて見えるのかも知れぬが、道路がドンナ格好をして居るやら、ドンナ者が此方に向いて来るやら、サッパリ判らず、否判らうとしない行き方である。之を私は懷中電燈式外交と謂ふ。或は一名片想ひ外交とも謂ふ。一體喧嘩と戀には對手がある。この女と夫婦になると自分一人で決め込んでゐても、向ふが眞平御免と來ては恥掻きに了る。喧嘩も亦然りで、如何に此方が喧嘩したくなくても、向ふから喧嘩を賣つて來れば仕方がない。懷中電燈式外交は斯うした判り切つた道理を忘れて、この十年來實に頻に繰返されて居る。米國抱込と云ふやうなお芽出度の願望的思想が、若しも實際外交



に適用を試みられた場合には、とんでもないことになる。所が、いつも日本には天祐がある。ソウ云ふ愚劣な考が勢力を擡げようとする、チャンとアメリカの方から、十月六日のあの公文だ。荒石の片想ひ先生達も之で夢が醒めたらう。皇祖皇宗の御神徳の忝けなさを感仰する次第である。

(ホ) 米國の極東對策と現認識

實は私は、アメリカが如何に日米關係を觀て居るか云ふことを、滿洲事變以來のアメリカの政府、大統領、有力の上院議員、或は國務長官等の公式言論、乃至非公式の此の日本外交協會に該當する、而して失禮ながらモツと大きな存在を有する米國のカウンシル・オン・フォーレン・リレーションスあたりから出て居る刊行物等を摘譯して、「アメリカから觀た日米關係」とでも題する書物にして、我國

の片想ひ外交病者を一ツ教育してやる必要があると思つて私かに腹案を作りかけて居たのだが、今次の米國公文で一先づソウした勞を省かれた形である。去りながら玆で極く摘要的に片想ひ先生達を教育して置きたいことは、米人の所謂門戶開放主義、即ち米國の極東政策なるものが米國の國策及び米人の政治意識にドウ云ふ地位を有つて居るか云ふことを先づ認識して貰ひたい。此のことに就ては私は、先年濱口内閣當時のロンドン會議の際に、講演もし本にも書いたのであるが、言ふまでもなく米國の二大國策はモンロー主義と支那の門戶開放だ。而して國策とは何ぞやと何へば、要すれば武力を以てしても徹底を期する所の政策であり、合衆國の場合に於てはモンロー主義と支那の門戶開放が之れだとせられて居る。米國は何が故に、世界無敵の大海軍、世界第一位の海軍を要するかと云へば、此の國策維持の爲だ、就中、極東の門戶開放の爲だ。此の極東の門戶開放、即ち支那問題



に對する米國の欲求はヨーロッパ問題よりは餘程積極的なのである。ヨーロッパ問題に付ては、最近數年來殆んど絶對性を以てアメリカ國民を支配して居る指導原理は、「ヨーロッパ紛争に關係しては不可、ヨーロッパで如何なる事があらうとも、米國は道徳的インフルエンスを及ぼす以上に之に係り合つちやならない」といふにある。ヨーロッパ問題の爲に武力を以て云々すると云ふことは、今日のアメリカ人の心持では斷然嫌なのである。だから若しハル氏やルーズヴェルトさんに任せて置けば、エチオピア問題でも、或は又チェッコ問題でもモウ少し積極的に出たかも知れぬが、前述のアメリカ國民の心持が之を牽制して居るのである。カウンスル・オン・フォーレン・リレーションスあたりから出た書きものを見て、モンロー主義に關しては受身<sup>パスシヴ</sup>。之に反して支那問題に付ては積極的<sup>アクティヴ</sup>。合衆國大海軍も無論日本を目標オブジエクティブとしての大海軍だとチャんとソウ書い

てある。此の事を忘れてはならぬ。尤もアメリカは對支投資額が僅に二億六千萬ドル位ぢやないか——一億九千何百萬ドルといふ數字すらある。——日本の對支投資額の何分の一にも値ひせぬものゝ爲めに日本と戦争すると假定すると……海軍の高橋大將や八角中將を前に置いて、之は私が言ふのではない、アメリカ人が言ふのであるが……「日本と戦争すると假定すれば、五・五・三の比率を持つて行つても、渡洋作戦即ち西太平洋に出掛けて行つて日本を叩くものだから、行つた時には、三の勢力たる日本の海軍よりもマダ弱いものにすらなつてしまふから中々容易なことぢやない。費用も餘計に掛かる。だから宜い加減にして置いた方が宜い」と、コウ云ふ議論も近來は米國の識者層に現はれて來て居る。日本で比率撤廢とか、滿洲問題とか、聯盟脱退等の主張が段々勢力を得て來て、日本が自主的外交をグン／＼發揮し始めてから、アメリカの識者も餘程反省的に考へるやうに



なつた。私の讀んだ四五冊の代表的著作を見ると——どうも今やつて居る大海軍で極東の門戸開放主義を徹底させると云ふ政策は、アメリカを何處に持つて行くだらうか？ 日本を叩いて見た處で、日本は事實外に膨脹出来ねば内から爆裂せざるを得ない現状にある。Japan must expand or explode 年に百萬づつも殖える、この大人口を抱へておとなしく引込んで居れと言つても無理だ、それは日本民族に自滅を命ずるやうなものだ。此の日本の亞細亞大陸進出を武力で叩きつけて見たところで、あの獨逸があれ程叩き付けられても十五六年経つか経たないのにならぬ通り更生したのと同じだ、成程日本を叩くとすれば米國は戦では結局勝つたらうけれども七八年もすれば復又日本がメキ／＼と大陸進展に頭を擡ちあげて來るに決まつて居る。實に困つたものだ——と云ふ風に論じて居る。斯の如く米國識者層の一角では日本に對する考へ方が相當理性的になつて來て居るけれども、さ

うした考へ方はまだ政治家殊に國防當局の頭を何等支配してゐない。あのマハン提督の教訓に淵源する大海軍建設の指導原理としての極東門戸開放主義に對する支配階級、就中國防當局の執着はまだ——一九一六年のダニエル海軍法當時の頭でズット來て居るばかりか、東洋に於ける事態の發展は彼等の執着を益々強化せしめつゝある。だから今のところアメリカの御機嫌を直して頂くのには、日本は——先づ改めて五・五・三海軍に服従するのみならず、滿洲國は之を取消し、支那事變以來の既成事態も勿論之を取消し、英米の權益に對して彼等の言ふがまゝに損害賠償をなすは勿論、支那にもウンと賠償を拂ふどころか、或は又歐洲戦争の終末に軍國主義下の獨逸の相手には講和をしないと云つて、ドイツに革命を行つた如く彼等から見て「之ならば安心だ」といふ政治組織換言すれば彼等の所謂デモクラシイ的革新まで彼等の注文通りに恭順するの覺悟をすら要するので、ソ



んなことは逆もお話にもならぬ。

(八) よくない米國の對日意識

「アメリカは支那事變及び支那問題に付ては國際聯盟と提携して行る」と云ふことはチャんと初めから國務長官が聲明して居る。時局變轉のテムボが餘りに急速だから、我々のやうな者でも動もすればコウした重大の聲明をウツカリ忘れることがあるが、日本の偉い人や喧しく言ふ人達に、あのハル長官の聲明を想起して貰ひたい。一體今度の支那事變に「英國は中立だ、アメリカも中立だ」等と考へて居るのは困つたことです。中立ぢやない。支那の與國である。之を法理的に論ずると、不戰條約とか國際聯盟規約の建前より云へば、……甲國が乙國に對して侵略戦争を行つて居ると、不戰條約や國際聯盟規約を執行する責任を持つて居る

機關が正當の手續形式を経て認定してしまへば、中立國などと云ふものがある譯がない。それをハッキリ言つたのは故濱口雄幸君だ。濱口君は首相在職當時例のロンドン條約辯護の演説中「不戰條約の今日、中立と云ふことはない。此の條約を無視して戦争をするものは、世界全體を敵とするのだから」と言つたことがある。之をイギリスの或る政治雜誌では「流石は日本の總理大臣だ、大いに徹底して居る」と非常に褒めて居つたが、今次の支那事變では英米は正にソウした建前でやつて居るのだ、昨秋のブルッセル會議の議決は明かに參加各國に向つて、支那の對日抵抗力支援の義務を負はして居る。唯だ其援助の實施を參加國各自の裁量に一任してあるまでだ、斯うした九國會議の決議の原動力であるイギリスやアメリカに對し、所謂ゼスチュア外交で先方の態度を改めて貰ふことは望んで得べからざる空想である。唯だ實物教育で以て漸次に先方を覺らせる以外に手の下し



ようがない。

いづれにしても、假に今度のアメリカの抗議が無くとも、日米の關係は、少なくとも滿洲事變のステイムソン・ドクトリン以來、先方の立場及び極東に於ける事態の發展の故に遺憾ながら段々と深刻化しつつある。此の状態が續く限りは、國民使節を幾ら遣らうが、どんな立派な人が行つて演説しようが、それは個人的の成功或は其の場の空氣が一時的に和かにはなるといふやうなことがあり得るかも知れぬが、國と國との對立關係には豪も本質的影響がない。御承知のイーデンが英伊協商問題でチェムバレン首相と意見の衝突を來し、尙ほ「一般的にも首相とは外交觀念が違ふから」と辭職した。その辭職の理由を議會に説明した演説の中に、「政治家として又外交家として平和を追求すると云ふことは誰しも皆同じだ。併しながら其の平和なるものは、對手國との、相互的坦<sup>フランクネス</sup>懷<sup>ミューチュアルレス</sup>及び相互の尊

敬<sup>ゴット</sup>に基礎づけられなければならぬ。然るに「今、協商に應じなければ對手にしませぬぞ」ナウ・オア・ネヅアーといふ嚇しの下に交渉を開くと云ふが如くでは、親善も接近もあつたものでない。首相の謂ふ所の伊國との親善協商を此際行らうと云ふことに自分が賛成出来ない理由はソコにあるのだ。「今行らなければイタリ―は考へるぞ」と云ふことは、相互的敬意を有つた者の言ふ言葉ではない」と喝破して居る。洵に至言である。所が實は此のイーデン先生などは、日本に向つては年中「ナウ・オア・ネヅアー」でやつて來て居る。コウした英國の高壓的態度に對し、私共のやうに「帝國は宜しくミューチュアル・レスベクトの原則に立脚して對等の權式、互角の氣合で應酬すべし」と言ふと、「あゝ云ふような意見は國交上不穩當だ否危険だ」とさへ、隨分物の道理をお心得になつて居らるべき筈のお偉いお方々が仰しやつて居らつしやるさうだが洵に困つたものである。さうか



と思へば一方には随分行過ぎた事を行つて居りながら、「コレ／＼の事業の遂行には是非ともアメリカの金を入れなければならぬから一つアメリカ抱込みの外交をやらうぢやないか」と云ふ意見もあるさうだが、向ふは此方に抱込まれるどころか、コチらを叩きつける積りでグツ／＼大軍擴を進めて居る。コウ云ふ實勢なのだから、十月六日の米國のあの公文は、懷中電燈者流には近頃以て好い教育になつたと思ふ。(笑聞起る)之は冗談ぢやない、誠に我が皇國が天佑に恵まれて居る證據だと思ふ。

アメリカの公文云々の問題は之くらゐにして置きます。

## 二、英國の苦境

(イ) 「英國に非違なし」論者

ソレよりも今日は一つイギリスのことを述べたい。今日は實は、英米佛獨伊等が本質的にドウ云ふ立場に居るかと云ふことを、簡單ながら一通りお話したいと云ふよりは、マア私が學校にでも行つてソウ云ふ解釋をして居るのを諸君が隣の室でお聴きになつて居る積りに願ひたい。アメリカのことは今述べた程度に止めておいて、次にイギリスです。

英國憲政上の慣用語にザ・キング・キャン・ドゥー・ノー・ロング(國王に非違があり得ない)といふ言葉があるが、どうも日本の支配階級の人達の間にはブリテン・キャン・ドゥー・ノー・ロングの思想がある。之は可笑しな話で、一體



いつ日本が英國の屬國になつたか、私は先頃聊か顔馴染のある某代議士から「自分共の仲間……實業家出身の故老代議士十人ばかりで、時局に關し御話を伺ひたいから」と頼まれた。之は面白いと思つて行つた。行つて色々話したが——結局、今次の事變は、蔣介石ばかりを追廻して居つたのでは收まらぬ。所謂樹を見て森を見ざる底の遣り口たるを免れない。廣東を早く略らぬと不可。蔣介石の長期抵抗力の源、水で云へば水源、それは香港だ。だから廣東を攻略すると云ふことは、或る意味に於てはイギリスに向つて「あなたの方は斯うなれば實力に訴へてまで蔣介石援助の方針を徹底されるお考であらうか？」と、將棋で云へば「お手の駒は何ですか」と英國を詰める所以だから、即ち長期抵抗の力源を抑へる所である、どうしても廣東をやらぬと不可ぬ——と言つた。ソウすると、その實業家連のメンバーでなく、然も學位をも持つて居り相當世間に名を知られて居る

或る前代議士が、後で私に喰つて掛つた。「本多さんが廣東を行れと仰しやるが、廣東を行つたら英國は黙つてゐますまい」「それはドウ云ふことですか。イギリスは武力で邪魔立てをすると云ふのですか」「まあソウです」「ソレならば私は保證する。斷じてソウいふことはない。ソナナ力はイギリスは持つてゐない。ソナナ力があるならばチェムバレンさん自身がヒットラーの山莊まで飛んで行きはせぬ。自分の足許のヨーロッパの重大問題にさへ實力を背景としての自信がないのだ。尤もソレは今日に初まつたことではないが、この點ならば私が保證する。此の事に付ては私は

が知つて居る程度のこととは調べてある積りだ。だから責任を負つて保證する。御安心なさい」と私が言うと、今度はコウ來た「廣東あたり迄戦線を擴げれば日本は國力を段々消耗する。あなたはソウ云ふことは國家の爲に希望すべきことだとお考へですか。斯く



の如く國力を消費することは國の爲にならぬと云ふことをお考へにならぬかと。之には流石に、私を頼んだ主人側の連中も驚いて「本多先生に頼んでお話を伺つて居るのに、議論はよさうぢやないか」と注意した。之はアノ黨派の所に來て本多が外交上の意見を述べると云ふので、

と信すべき情報を實

は私は其の數日前から有つて居つたのです。

兎に角中央で相當名前も知れて居る人から今申したやうな名論で喰つてかゝられて私もチト驚いたが、廣東攻略論については此の席にも建川將軍のやうに我々と一緒に昨年以來熱心に行つた同志が居るが——廣東攻略論などを唱へる者は國賊だ、けしからぬから彌次つて行れ、併し下手な者を遣ると逆に振ぢ伏せられるから、アの

ならば大丈夫だと云ふので寄越したのかも知れないが、私は

アの人と取つ組むほど自分が偉いとは信じなかつたから、「あなたとは別の日にユツクリ意見を交換しませうよ」と言つて御免を蒙つたが、彼氏の背後の勢力は相當有力なものやうに聞いて居る。

(□) チェッコ問題に現はれた英國の態度

英國と云ふものは今ドウ云ふ立場に居るか、それを明らかにするには、先殺のミュンヘン・セツトウルメント、あのドイツとの始末はイギリスに何を教へたか。What lesson did it teach Britain? 此の事なのである。有體に云へばあのチェッコ問題急潮化の當時、私は今度は恐らく戦争になると思つた。「英佛が、民族として國家としての名譽を棄てない限りは戦争にならざるを得ない。チェッコのベネシユ大統領は、私は彼が大戦中祖國復興に奔走して居た時代に聊か世話をし



てやつたことがあり、個人的にも従の長短共に知つて居るが、ベネシユの立場から云へば、潔よく亡國の英雄となることを行ふのが一番得であるし、チェッコが斷然ブツ突かつてしまひさへすれば、英佛は否でも應でも、成敗如何に拘らずチェッコと共に起たざるを得ない。乃ちベネシユは英佛をして餘儀なく手を出さしむるであらう。諸般の情勢を按じ又英佛の執つて居る準備などから云つても、結局は戦争にならざるを得ない——と斯う思つた。所がアア云ふ始末となつた。其後來た新聞雜誌などから觀れば、成程自分の研究が足らなかつたことを發見する。

尤もチェッコは受身に立つての戦をする決心で、軍は命令一下直ちにドイツ軍の侵入を防ぐ積りで居つたところ、テッシェン方面に二個師團ばかりのポーランド軍が出て來たので、腹背に敵を受けることとなつたのみならず、ポーランドが

來るやうなことでは、フランスが、ポーランドをドイツ側に追ひやつてまでチェッコ援護と來る譯がない、フランスとチェッコの同盟條約は一片の空文化する、チェッコは孤立無援一敗國を滅ぼすの戦をやる外はないといふので、茲に屈服と決心したといふのである。それはチェッコの方の事情だとして、扱英佛の方はどうした譯か、事件落着後の英國政府當路の説明やら議會の言論やらを見ると、全く武力に於て足らなかつた。イギリスも九月二十六日頃の模様では成行次第では一戦亦已むを得ずとするものゝ如く、ロンドンに於ける防空施設などは數日間にエライものを行つた。フランスも、泣の涙かも知れぬが苦蟲を潰したやうな顔をして各人が入營なり徴用なりに應召したのであつた。ところがその間にフランスが逃げ出す、バウンドが逃げ出す。實に嫌な戦争だといふのが一般の心持ちだ。ドイツも人民はソウらしかつた。



所が今日は空軍の世の中である、一應戦争の見越して準備にかゝつて見ると何分今日の英佛の空軍の實勢力では、いざと云ふ時にドウしてもドイツに向つて刃向へない實情がマザ／＼と分明つて來た。しかしヒットラーが戦争を賭してまで今度は行く積りかどうか、チエムバレンが二度目の會見で、——君が十月一日には是非ともジュデーテン・ランドに兵を入れるとあれば、フランスはチエッコとの同盟條約に依つて否でも起たなければならぬ。フランスが起てば、我輩の方も起つし、ソヴィエツトも起つ——と言つて脈を引いて見ると、ヒットラー曰くジュデーテン・ドイツ人を助けて民族自決をやらせるためには世界戦争を賭すも亦已むを得ずと決心して居ると、「それは大變だ。ソレならば我輩は閣僚と又相談しなければ、コ、では返事が出來ない。」と急いでロンドンに歸つて來た。チエムバレンは議會で「若し我輩が行かなかつたならば必定戦争となつて居つた

らう」と言つて居る。ドイツは本當に行らうらしい。向ふが行るとなれば、此方は行れない。ソレはどう云ふ譯かと云へば、ドイツとの戦争の場合には、差當り陸軍はフランス任せで、英國はあの大海軍で封鎖をするだけで宜ささうなものであると一應考へられるのであるが、成程海軍での封鎖は獨逸に取りて苦手には相違ないけれども、海上封鎖の苦痛が獨逸に効果を生ずるまでには半年や或は一年もかゝるのに反しドイツの空軍の英國制壓は開戦の劈頭から事實化する。英獨空軍勢力のあの懸隔を以てすればロンドン其他英國の重要都市は開戦と同時に獨逸空軍の猛撃を受くることは先づ當然の歸結である。英國は夫の所謂十五億磅軍擴計畫の一項として一、九四〇年までに第一線機一、七五〇臺を目標で空軍の整備に着手したがドイツ空軍の勢力の偉大性が段々判つて來てから今の計畫では、一九四〇年に四千臺の第一線機を本國に備へることになつて居る。ところがドイツの



歐洲情勢と支那事變

三六

空軍は一九三九年には第一線機が六千臺に達する。或は八千臺とも謂はれて居る。だから一、九四〇年に漸く四千臺を拵へる英國では逆もドイツと相撲にはならぬ。今日はドイツの半分ぐらゐしかない。その英國が、歐洲大戦の時はタイム・イズ・オン・アワー・サイド「時は我方の味方だ」で行つたが、今度はソウは往かぬ、第一發で、したたか空軍にやられる。今擧げた數字は、ロード・ロシアンが數月前に、國民登録法の必要を説いた演説の中にあつたのだが、尙ロシア侯一派の機關たる或る高級政治雜誌には「空軍兵力即ち飛行機の數に於ても、航空機製造能力に於ても、將又防空設備に於ても、この三者いづれに於ても英國はドイツの半分のみしかない。又フランスはドイツの三分の一ぐらゐだ」と書いてある。斯う云ふ譯だからヒットラーが「否でも應でも行る」と肚を極めてかかつてる以上チェムバレンさん、考へざるを得ない。だから今度は全く武力の前に

屈服したのである。チェムバレンさんソウは剝き出しに云はず和協と再軍備の並行など、巧妙な表現で英國國策の進路を説いて居るが、要するにドイツ空軍の前に英佛が屈服したのであることは掩ふに由なき正確の事實である。

(ハ) ドイツに屈服後の英國の朝野

その屈服の結果はドウなつたか、チェムバレンがロンドンに歸つて來た時は、デイスレリーが一、八七八年のベルリン會議から歸つた時以上の持て方であつた。あゝのときデイスレリーは「予は平和と名譽を齎して歸つた」と揚言したのは有名な史實であるが、チェムバレンが、ミュンヘン四國會議からロンドンの飛行場に歸つて來ると、勅使が來て居つて皇帝の御手紙がある。その御手紙は、察するに——すぐ御所に來い、親しく卿の報告も聴きたい——と云ふのであつたら



5. 飛行場から御所に行く迄の間は大變な歓迎の群集で自動車は進めない。やがて御所のバルコニーに、チエムバレン夫妻を真中にして皇帝と皇后が左右に立つて群集の歡呼に應へた。日本などでは考も着かぬことである。群集はチエムバレンに對して「ヒー・イズ・ジヨリ・グッドフェロー」を謳ひ、それから彼が官邸に歸つて見れば官邸は宛然花の林になつて居る。チエムバレンは全く救世の神様になつた。之はイギリスばかりではない。フランスでも大騒ぎで、チエムバレンの爲に、ヅエルサイユの何とか云ふ通りをアヴェニユー・ネヅイル・チエムバレンと改めた。ベルギーでもアメリカでも大した人気でした。そこでチエムバレンさんも「我輩は名譽と平和を齎して歸つた。ピース・イン・アワー・ライフタイム、我々の眼の黒い間は平和だ」と聲言もしたし、其時は労働黨の者でさへ、又保守黨の長老でやかまし屋のチャーチルあたりでも欣然としてお祝を言つた。

けれども私は、其當時、やがて一週間も経つと反對論が擡頭するよと訪客に言つて居つたのであるが、果せる哉、やれ／＼助かつた、先づ戦争なしに済んだ、ソンならば茲で一つ外交攻撃で行つてやれと云ふのは政客の人情でももある。首相の「ピース・イン・アワー・ライフ・タイム」と云ふことは一體ドウ云ふ意味なのか？ 米國の輿論を見ても、來春まで戦争が延びただけだと云つてゐるではないか。之で我々が眼の黒い間は平和だとドウして云へる。ヒットラーが頑張つたから譲つたのぢやないか。一體しまひには何を譲る積りか、この次には「植民地を」と來るだらう。之も譲る。その次には何だ？ と、えらい攻撃である。所がチエムバレン曰く「拙者の年輩（日本流に云へば七十一歳）と拙者の立場になつて考へて御覽なさいあの場合、拙者のイエスカノーか孰れかの一言で幾百億萬生靈の死活が決まるのだ、拙者がノーと言へば幾百萬の人間は死地に陥ることとなる。



拙者の年輩と地位ではソウ云ふことは出来兼ねる。成程今となつて考へればビース・イン・アワー・ライフタイムと言つたのは少し言ひ過ぎかも知れぬ。併し歸つた時にアア歓迎されては、拙者も人間だから、少しは言ひ過ぎもあらうぢやないか。現にダウニング・ストウリー一〇の總理大臣官邸宛で自分の所に來た手紙の數が二萬餘の多さに達してゐる。自分は其の中のホンの一部しか眼を通さぬ、乃至報告を受けないが、その何れもが、是非平和の解決をと云ふことであつた。だから拙者としては茲で取消したり修正すべき言葉もなければ、何等遺憾とする點もなし」と述べ、それから「要するに我々は西歐四大國間の和協をグン／＼進めなくちやならないと同時に、更に一段も二段も軍備の擴大強化を行らねばならぬ。此の兩者は決して矛盾するものぢやない、國防の弱い所に強い外交は出来ぬ。ウィーク・ディプロマシーはウィーク・デフェンスの産物である」と喝破して居る。

此の最後の一節と同じ意味を日本で此の二十年來終始一貫して唱へて居るのは先づ此の本多位のものだ。私は年來「國際關係で物を言ふのは金ぢやない武力だ。金が物を言ふならば、ベルギーやスキスやオランダはドイツ・イタリー・日本などより大なる勢力と權威を國際政治に揮つて居る筈だ。富國強兵は國としての理想であるが、もし此の二つを併せ得ること能はずとせば、貧國強兵亦已むを得ない。富國弱兵はいけない。フランス・英國が其の例である」と言つて居る。チェムバレン首相の喝破して居るのはソコの點なのだ。

(二) 軍備擴張に一致した英政界各派

之はチェムバレンだけではない。イーデンなどもソウである。今朝出掛けに入つたタイムスをチョツと見ると、最近イーデンがロンドンの或宴席で爲した演説



に、「獨伊は彼等に特有なる經濟組織の結果、我々デモクラシーの國の經濟組織では成し得ざる高速度の軍備充實をやり得たのだ。だから我々も大至急に軍備充實を實現せむがためには、國內の經濟組織も亦ドイツイタリア流に若干の修正を加へることも或は已むを得ざる數と思惟せなければならぬ。今日は舉國一致廣く各派の適材を網羅せる内閣を造つて之に當らなければ不可」と言うて居る、コウ云ふと參謀本部あたりの若手の提燈を持つやうであるが、それが實は英國が今度の歐洲危機で得た教訓である。又イデーデンの他の場合の演説によると「數年來、獨伊の軍備は勿論、英佛も此の通り大軍擴を行つて居るのであるが、併し我々の平和時代に於ける軍備擴充、即ち今は平和の時代だけれども萬一に備へる爲にと云ふ頭で行つて居る軍備充實だ。然るに獨伊の方は、今は戰時なりといふ頭で戰時の施設として行つて居る。我々が獨伊に對して非常に立遅れたのは此の頭の置

き所が違ふからだ。だから我々も亦、非常時也、戰時也といふ頭で軍備の高速度的充實をやることにしなければ不可」と言つて居る。ウインストン・チャーチルは傳統の軍備主義者であり、帝國主義であつて、之は別ですが、一體イデーデンあたりは、保守黨内の所謂進歩的分子、即ちリベラリストで、外交思想も實は勞働黨と大差ないのである。此の先生が、今言つたやうに——已むなくばドイツ・イタリア流の統制經濟、計畫經濟に依つて軍備を早く充實しなくちや不可——と云ふやうになつて居る。この點になると、ロシアン侯爵は非常な見識のある人だと思ふ。チェッコ問題の持上がる以前に既に、先程言つたやうなドイツ空軍との比較をして、「この空軍の一點から言つても、國家が適當と思ふ國民登録法ナショナル・レジストレーションに依つて國民の能力を徵用するやうにしなければならぬ、一朝有事の場合、前回の戰爭のやうに慌て、國民登録法を施行し、それから徵兵法を施行すると云ふやうな



ことでは大變だと警告して居るが、ミュンヘン會議から歸來後のチエムパレン首相の演説にも「今次の危機に際し露呈せられたる國防の缺陷に對しては嚴重なる査閲を加へ、以て之が補正に努めることとする」とある。サー・ジョン・サイモンなどはモットえらい言葉で以て同じ意味のことを言つて居る。要するに、英國は日本流に云へば國家總動員法を施行して、大至急に獨伊の軍備に追付く、それには第一に空軍の擴充を行らうと一生懸命なのである。佛國亦然り、歐洲の此の風潮が又アメリカを襲ひ、殊に不景氣退治の對内政策上丁度好い題目でもあるところから、ルーズヴェルトさん大に之を利用して國論を大々の軍備擴張の方に煽つて、其の効果はグン／＼と表面化しつゝある。今や鐵道の賃銀問題に原因する勞働爭議だとか、勞働組合に於けるグリーン一派とルイス一派との傳統的争ひだとか、民主黨内に於けるニューディール派と保守派の争ひだとか、コウ云ふ風な

國內の紛糾は悉くミュンヘン會議の教訓で解消し、今や米國は大統領指導の下に舉國一致、大軍備に邁進せんとして居り、大統領の聲威今日ほど盛なるはなしと云ふ狀況である。

### 三、佛蘭西の顛落

何と云つても今度の事件で一番ひどい現實暴露を行つたのはフランスである。周知の如くフランスはヴェルサイユ會議に於てライオンランドのドイツからの切離しを主張し、英米の反對によつて之を撤回して、その代りに貰つたものが「挑發なくしてドイツより侵略戦を受ける場合、英米は陸海空の全力を擧げてフランスを助けて行く」と云ふ援助條約であつた。併し之が米國のヴェルサイユ條約批准拒否の結果消滅すると、イギリスの援助條約も米佛間の條約發效を條件として居



つたから、自然に消滅となつた。

茲に於てフランスは、ミルランとかポアンカレとか云ふやうな剛邁雄健な政治家の指導下にベルギー、ポーランド、それにチェッコ、ルマニヤ、ユーゴスラヴィヤの小協商三國の——此の五國を聯ぬるドイツの包圍網を造つて、之に依つてドイツを押へて居つたのだが、ヒットラーの獨逸となり、軍國獨逸の復活が着々實現し出して來ると、フランスとしては此の包圍網だけでは心細くなつた。殊にヒットラーの畫策が圖に當つてポーランドがドイツとアア云ふ關係になつて、謂はばフランスといふ御亭主に反いてドイツといふ情夫を拵へたやうな恰好になつたり、白耳義もソロ／＼元の中立國テフ立場に歸りたげに、ドウもそわ／＼した態度になつて來た。是に於て乎ソヴィエットのあの大武力がフランスに取つて大に魅力を持つやうになつて、遂に一九三五年の佛蘇同盟となつた。斯の如くフラ

ンスが自國の安全保障として意匠慘憺多大の苦心と犠牲を拂つて築き上げた同盟機構はヒットラー獨逸のバウアー・ポリティック武力政策のために着々楔を打ち込まれつゝあつた。そのヒットラー獨逸の大武力が今回のチェッコ問題で效果靦面に現はれた結果はどうか？ と云へば、フランスの同盟機構の最も大切な骨幹となつて居つたチェッコが一の獨立國家としても己に全く瓦壞に歸し、ミューンヘン協定以後のチェッコは完全にドイツの屬國となつたと同然である。國際政局の一要因として然るのみならず、内政方面に於ても、共産黨を禁止して斷然思ひ切つた大轉回をなし、又ユダヤ人に對しては、差別待遇どころではない。國民生活の各野分からグ／＼猶太人排斥を實行して居る。ベネシユはチェッコを去るに臨んで「自分が居ることは新しいチェッコが隣邦と親善關係を保つて行く上の妨害となるから自分はチェッコを去る」と言つたが、それは今度の危機ではチ



エッコはフランスと英國に賣られた譯だ。チエッコとしては最早やドイツと親善し、其の好意に依存して行くより他に採るべきコースがないとの意味を語つて居るのだ。誠に其通りで經濟上の角度から觀てもアア三方から圍まれてはドウにもならない。斯の如く既往十五六年來歐洲政局に於ける佛國の權威の礎石であり否内容そのものであつた佛蘭西系同盟體制が全然土崩瓦壊した結果、フランスとしては今や絶対に英國にクツ附いて行く以外に行き方がない。英國との關係のみがフランスの唯一の恃みである。故にフランスは今や二等國は愚のこと、三等國にまで落ちてしまつたと云つても間違ではない。最近ウインストン・チャーチルが米國に向つて行つた放送演説はすばらしい名文であるが、「歐洲に於ける同盟組織が全部崩壊した」と言明して居る。彼は議會の演説でも之を言つて居る。

歐洲政局に於けるフランスの地位顛落が英國にドウ云ふ影響を與へるか？ 元

來夫のロカルノ條約に於ける英佛の關係、或は謂ふ所の英佛アンタントなるものは、本來フランスだけがイギリスの厄介になつて居るので、英國はフランスに對してアンタントを許さうと拒まうと自由な立場にあるものなるかの如き迷信をイギリス人の多數が持つて居る。日本人でも、英國で暢氣つんぱに暮らして居つた、新しい連中は大抵そんな風に考へて居るやうだ。所が事實はソウぢやない、そのウインストン・チャーチルは、今春の獨逸併合のあの騒ぎの際に議會で二度程、誠に痛切な大演説をして居る。「フランスが其安全保障上英國との提携連絡を要すると同じ程度に、英國もフランスとの提携連絡を要するのだぞ。今日は英佛海峡は英國に取つての防禦線にならぬぞ。若し我等の味方としてのフランスの陸軍と空軍がなかつたら、英國は國民の一番嫌ひな徴兵制度をさへ實施するの要あるのだ」と、英人の一番ピンと來る所を衝いて居る。要するにフランスとアア云ふ關係が



あるから、嫌な徴兵制度もなしにドウにか居れるのであつて、歐洲に於ける英國の安全保障はフランスとのアンタントに依存して居る。そのフランスが今や大變弱い國になつたのだから、ソレだけ歐洲に於ける英國の安全性のマーヂンがズツト低くなつた譯である。即ちそれだけ英國が弱體化した譯である。そこで高速度に軍備の大擴張を行らなければならぬし、國民登録法さへも実施しようとしてゐるのである。ソウ云ふ次第で、英國は國防上の脆弱性を痛感して居る。フランスが弱體化したと云ふことは英國が弱體化したと云ふことなんです。一言以て之を蔽へばヨーロッパ大陸は今やヒットラー制壓下にある、ドイツが大陸覇權を握つてしまつたと云ふことは否むべからざる今日の現實である。従つて今日の英國に對して、東洋問題に於て實力云々を此方が恐れる必要は無論ない。この英國の立場をハッキリ認識して置くを要する。

#### 四、伊太利と地中海の制覇

イタリーはどうかと云へば、イタリーとドイツとの關係は、五月にヒットラーがイタリー訪問の際「ボヘミヤのドイツ人の問題に於ては、歐洲大戰にならざる程度に於て御勝手に御やりなさい、イタリーはドイツに道德的、外交的、支持は與へませう」と、コウ云ふことにムツソリニイの諒解を得たと云ふのが當時世上に傳へられて居つた所である。蓋しオーストリーや、ハンガリーに對し従前存在して居つた獨伊間の摩擦、對立の關係が、エチオピア問題に於ける獨逸の好意的態度によりて大體解消し、獨伊兩國は、歐洲に於ける各自の勢力範圍、國民的、民族的慾求の地理的分野の協定が出来たものなるべく、而してイタリーは何處までドイツに譲つたかと云ふに、獨逸併合は勿論先般のチェッコ問題に於て伊太利



あるから、嫌な徴兵制度もなしにドウにか居れるのであつて、歐洲に於ける英國の安全保障はフランスとのアンタントに依存して居る。そのフランスが今や大變弱い國になつたのだから、ソレだけ歐洲に於ける英國の安全性のマーヂンがズツト低くなつた譯である。即ちそれだけ英國が弱體化した譯である。そこで高速度に軍備の大擴張を行らなければならぬし、國民登録法さへも實施しようとしてゐるのである。ソウ云ふ次第で、英國は國防上の脆弱性を痛感して居る。フランスが弱體化したと云ふことは英國が弱體化したと云ふことなんです。一言以て之を蔽へばヨーロッパ大陸は今やヒットラー制壓下にある、ドイツが大陸覇權を握つてしまつたと云ふことは否むべからざる今日の現實である。従つて今日の英國に對して、東洋問題に於て實力云々を此方が恐れる必要は無論ない。この英國の立場をハツキリ認識して置くを要する。

#### 四、伊太利と地中海の制覇

イタリーはどうかと云へば、イタリーとドイツとの關係は、五月にヒットラーがイタリー訪問の際「ボヘミヤのドイツ人の問題に於ては、歐洲大戰にならざる程度に於て御勝手に御やりなさい、イタリーはドイツに道德的、外交的、支持は與へませう」と、コウ云ふことにムツソリニイの諒解を得たと云ふのが當時世上に傳へられて居つた所である。蓋しオーストリーや、ハンガリーに對し従前存在して居つた獨伊間の摩擦、對立の關係が、エチオピア問題に於ける獨逸の好意的態度によりて大體解消し、獨伊兩國は、歐洲に於ける各自の勢力範圍、國民的、民族的慾求の地理的分野の協定が出来たものなるべく、而してイタリーは何處までドイツに譲つたかと云ふに、獨逸併合は勿論先般のチェッコ問題に於て伊太利



の示した態度、さてはカルパチヤ方面國境地帯に於けるポーランド及びハンガリーの國境をどう決めさせるかと云ふやうな點までも結局ドイツの意思の通りに決つたところを見ると、つまりダニュープ方面ではイタリアはドイツに讓る。イタリアの民族的慾求の對象は、ダニュープ方面よりは、地中海に在る。どうしても彼は地中海の覇權を指標として邁進する、此點につき獨逸の諒解を得て居るのだらう。地中海制覇を目指す伊太利として現に最も重きを置くのはスペイン問題である。而してスペイン問題は英國から見れば取りも直さず地中海問題である。その地中海問題が英伊間の蟻りである。

(イ) 地中海と英伊關係

地中海問題が蟻りとは何ぞやと云へば、嘗てムッソリーニが「地中海はイギリ

スから云へば、東洋に於ける英國領地へ本國から行く幾筋かの通路の一つの近道に過ぎない」と言つたところが、ブリタイッシュ・エンパイヤ「イーデンは「ソウではない。英帝國の大動脈である」と言つた。併し我々から觀れば、地中海はイタリアに取つては、呼吸器でもあれば、胃腸でもあるし、否、生命そのものである。「イタリアは地中海に於ける島だ」とムッソリーニが嘗て言つたが、その伊太利は東はスエズ西はジブラルタル、此二つの出入口を英國に押へられて居る。いつ英國からギユツと締められるかも知れぬ。ソウするとイタリアは普通の貿易通商の自由まで無くなつてしまふ。殊に資源の無いイタリアが、必要な資源を海路を通じてヨソから取ることは不可能である。とすら英國の力で押へられてしまふ。コウした環境は伊太利の甘受し得るところではない。ところがイギリスから云へば、彼處に、強大なイタリアの空軍と、特異の能力を持つて居るイタリアの輕快なる海軍力が充實されて、ムッソリーニの



如き經綸を有する者が之を使つた日には、英帝國の動脈は切られてしまふ。昨年一月の英伊ヂェントツルマンヌ・アグリメントに於て、地中海の通過及び出入の自由を相互に認め、イタリアはスペインに領土的慾求なく、バレアリック・アイランズにも領土的野心を持たぬと云ふことを明にし、更に改めて本年四月の英伊協定なるものを作つて地中海、紅海等に於ける相互の立場保障を約定したが此の地中海問題なるものは結局イタリアの方では武力解決より以外にないと信じて居る。のみならず、イギリスに對してはソナナに怖がつて居らぬ、……と云ふよりは、餘程軽く視て居る、とすら見られる。英伊協定に依れば、スペインに對してイタリアは何等領土的慾求もなく領土の現状變更の意圖も持たぬとあるけれども、只でアア働く譯がない。雄大な空軍陸軍を送つて二年近くも行つて居る。ソウした立場と行懸りをイタリアがスペインに有つて居る以上、アレだけの世話を

受けてるフランコ將軍として、平時は兎も角も、戦時に、バレアリック島の何處かを飛行機や潜水艦の根據地に使用する位のこととは伊太利に容認するだらうことは當然の成行である。それが又英國に取つては心配の種なのである。地中海問題では英佛ともイタリアを向ふに廻しては事情が一致して居る。フランスは平時でも本國にアルジェリヤやモロッコ等の黒ン坊兵を若干駐屯さして居る戦時には勿論である。その黒ン坊兵を運んで來る道をイタリアに中斷される。況んやフランスト・スペインの出現は佛國に取り背後の一大脅威である。

ソウ云ふ譯でイタリアは地中海に民族とし國家としての全慾求を集中して居る現状であるのだ。ソウした伊太利に取りて目の上の瘤であり、苦に惱む重壓でもあるのは何としても英國海軍である。イタリアが支那事變以來日本に對してアンなに努めて居るのも其の爲である。



## (口) 日伊海軍協定の必要

對英關係と云ふ角度から云へば、ドイツよりもイタリーの方が餘程眞剣に日本に努めて居る。その代り、若しも或る場合に日本がイタリーに對し薄情な態度でも示さうものならば、ムツソリーニ先生、何時かはウンと高い利息を付けて之に返酬することは疑ひない。今日では防共三國の關係の強化が三國民の慾求であることは一點の疑がないやうに思ふ。然るに日本の社會の一部、殊に所謂偉いお方達の方面には防共三國關係の強化には敢て反對せぬが、併し英米には何とかしてヨク思はれたいと云ふ思想が今尙ほ可なり根強く蟠びこつて居るとのことであるが、それは出來ない相談だ。ミュンヘン解決はイギリス人フランス人から云へば明らかに屈辱であつて、昔我々が三國干渉を受けたと同じ悔やしさを感じて居る

筈である。ソウすると、ドイツと親類づき合の日本が「ドイツ、うまく行つたぞ」と官民共に祝つて居る——私も祝つて居る——そして一方ではイギリスからは、「よく思はれた」と色々浮身をやつす。之は出來ない相談のみならず。所謂二兎を逐ふものは一兎を得ず、得るものは孤立と輕蔑のみである。況んや日本はイギリスに對して恐れる必要はないのみならず、凡そ此の地球上——天下の大道、物の有りさうな所は悉くイギリスの領土權又は勢力下にある現状に於て、日本の發展は、氣の毒だけれどもイギリスの犠牲に於て進んで行くより他に仕方がない。だから、どうしても英國に對して、日本と同じ立場に居る防共協定の三國は、共通の陣を立てることが國策の必要であるのみならず、實に世界の平和維持に貢獻する所以であらうと思ふ。腹藏なく卑見を披瀝すれば我が民族的慾求の合理的實現を平和裡に進捗せんがためには日本が持つて居る海軍力及び之が與へる國防的



地位を此の上にも強化するほかない。その強化と云ふのは外交手段に依つて、日伊間に海軍援助協定を結ぶに限る。此の協定が出来れば、恐らく、印度洋・西太平洋の波は立たずに茲十年二十年は行けるだらう。この日伊海軍協定を締結した後、初めて日英關係の本當の調整が出来ると思ふ。

グヅ／＼して居るとチェンバレンに先に行られてしまふ今のチェンバレンの經綸及び政策は何處に在るかと言へば、歐洲の平靜化を行ふに在る。ソレには何をするかと言へば、西歐の四大強國たる英佛獨伊の間に、歐洲問題を、バイ・メソツ・オブ・コンサルテイション、相談協議と云ふ方法で處理して行かうではないかと云ふのである。先般チェンバレンがミュンヘンを立つて行く朝、ヒットラーと二人で「英獨兩國々民は互に再び戦争に訴へることを絶対に欲しない。兩國間の問題は總て協議の方法に依つて解決する」と云ふことに一致するとの共同聲

明書に調印したが、アレを更に擴大して、フランス及びイタリーをも入れ、つまり四大國で歐洲政治の最高理事會を造らうと云ふのが、チェンバレンの豫てからの持論である。チェンバレンとしては、斯くして歐洲を纏めた上で日本問題の料理に取りかゝらうと云ふのである。

### 五、英獨の武力競争激甚

イギリスのことに付ては、最近に出た *Foreign* といふ人の本に、——英國はワールド・パワーたる地位を失ふことは出来ない。フランスやドイツは、ワールド・パワーの地位を失つてもグレート・パワーの一つとして存在することが出来るが、英國に至つては、ワールド・パワーの地位を失つた時には、同時にグレート・パワーとしての實力をも失つて、今日のスペインやオランダと同じになる。また



文字通りのワールド・パワーなのだから英國ほど國防上脆弱性を持つて居る國はない。英帝國は或る一點でジョイントを叩かれれば、ソレで世界的帝國としての英國は參つてしまふ。故に英國は強くなければならぬ、マスト・ビー・ストロング、國防を充實して、何處からも指を差されないだけの武力を備へなければならぬ——と言つて居る。洵に道破し得て金的に中つて居る。ただ我々から言はせれば、聊か遅し矣ツ。レイトである。それは私が言ふのではない。ドイツでソウ言つて居る。

ザールブリュッケンでヒットラーが演説をして、——チェムバレンさんは可しい賊に穢かだ。チェムバレンが平和の爲に努力したことは自分も大いに多とする。併しながらチェムバレン内閣が永久に續く譯ではない。イーデンやダフ・クーパーやウインストン・チャーチルなどと云ふ主戰論者が居る。ソウ云ふ手合が

政權を執つたら戦争が始まるに相違ないから、ドイツは斷じて武力を弛める譯に行かぬ。此上とも強化する積りだ——と言つた。之がイギリス人に大分反響を與へて居る。そこでドイツは英國の大軍備進行に付てドウ云ふ風に觀て居るかと云へば幾らでも、御やりなさい、だが空軍の現在のバランス、即ち先程言つたロード・ロシアンの、イギリスが今獨逸の空軍の半分しかない。假に一九四〇年の豫定計畫で見ても、イギリス四千臺に對してドイツは六千臺否或は八千臺即ち倍にもなる、此の優勢はドイツは何處までも維持するといふのだ。恰度アメリカが、對日海軍勢力で條約が有らうが無からうが五・五・三の比率を維持すると頑張つて居るのと似て居る。ただアメリカと違ふ點は、アメリカのは其抱負の半分以上は未だ紙上の計畫と云ふ段階を脱しないが、ドイツの空軍は英國のそれに對し現に確實に二倍の勢力を有つて居り、英國が造れば俺の方も造ると云ふ點にある。



従つて英獨の空軍競争は當分續く。空軍制限條約を香はしては居るが、ソレは、量的制限ではなく、質的制限を意味するものである。量的勢力は何處までもドイツは現状維持で行かうとして居る。ソウ云ふ譯で、第一に、空軍上の絶対優勢をドイツはドコまでも固持する。第二に、ドイツ西部國境の要塞は、もう今頃は出来てしまつたでせうが、如何なる強國と雖もアレを突破することは絶対に出来ないとヒットラーは戯言して居る。即ちフランスのマチノ・ライン以上のものだと言ふ意味です。だから西部國境方面は絶対安全。第三に、チエッコスロヴァキヤは武力的存在としてはゼロになつた、……ゼロどころではない、今度はドイツの味方をする。コウ観ると、ドイツの地位は非常に強いものである。

## 六、日英關係

歐洲に於ける英國の地位は、先づフランスの弱體化、それから地中海と云ふ英國の大動脈はイタリーからの脅威下にある、その伊太利にとりては地中海は正しく生命線である。斯る環境下の英國としては今や國の經濟組織さへイギリスの演説にも示唆されて居る如くに、場合によりては獨伊流を加味しての修正をすら敢てしてまでも國防の高速度擴充に進まんとして居る。或は國民登録法を行つて、事實上の總動員法や徴兵法を施行しようとするらして居る。コウ云ふ際であるから、日本は英國に對して毫も下手に出る必要はない。下手に出るのが却て不可。私は初めから——日支問題は、日本が英國に遠慮せず<sup>したて</sup>にグン／＼と眞直<sup>まこと</sup>に行きさへすれば、イーデン外相の手を離れて、チエムバレン首相の仕事になる。



ソウすれば必ず、チェンバレンは現實政治家であり、ビジネスマンから上がった老練な人であるから、日本に妥協を求めて来る——と云ふことを言つて居た。之は昨年七月、雑誌「ダイヤモンド」の座談會で、大口喜六君が同席で、私は「今度は北支事變などと云ふソナ馬鹿なものではない。全面的の戦争になる。而して敵は英國だから早く廣東をやらなければ不可」と言ふと、大口君が「私は外交のことは判りませぬが、あなたの言はれるやうに英國に對しグン／＼と強硬に行つたら結論はドウなりますか」「ソウなれば、日英問題は必ずイーデン外相の手を離れて、チェムバレン自身の仕事となる、そして必ず日本に向つて妥協を求めて来る。だから平和を早く招來する爲には眞直に行くに限る。今のチェムバレンといふのは、大口さん御自身のやうな人ですよ」と私は言つた。(笑聲)「ソレはドウ云ふことです」と聞くから、其の席には、小林一三、松永安左衛門、森盛

昶、などと云ふ偉い人が居つたが、「大口さん、あなたは豊橋の市長から代議士になつた。政治に野心はなかつたけれども、地方の者がぜひ大口さんに出て戴きたいと云ふので、出て来ると、數字の方には特別の頭を持つて居られるから、此の通り經濟問題では押しも押されもしない。大權威になられた。あなたなどは、感情や熱や浮氣からで議論を立てる人ではない。今のチェムバレンは兄のオーストイン・チェムバレンが父ジョセフ・チェムバレンの衣鉢を承けて弱冠にして中央政界に飛躍したのと異り、ネヴィル・チェムバレンの方はバーミンガムで親爺關係のビジネスを行つて、それからバーミンガムの市長になつた。親爺さんも初めはバーミンガムの市長を行つて居つた。今のチェムバレンは五十歳になる迄は、中央政界に何の交渉もなく野心もなかつた。歐洲戦争の末期に國民奉仕省と云ふものが出来て、兄の推薦に依つて二代目の國民奉仕省長官として出て来た。それ



が中央政界に乗出した初めです。だからあなたと同じで、自分は政治家になる積りで行つたのでない。市長さんが政治家になつた。あなたのやうに數字が判つて、苦勞人で、浮氣沙汰のない人です。だから必ず私の言つた通りになる。安心して私の意見に附いていらつしやい」と言つた。今度のヒットラーとの折衝に乗り出した始末を見ても大體私の觀測通りの人であることが明瞭だ。

私は、イギリスとの關係調整が、世界の強國たる日本の、世界に對する義務だとすら信ずる。しかしそれは英國の手下になつてと云ふことではない。そんなことは眞平御免だ。ソレには英國に對して毅然たる態度を日本が示す。由來最少抵抗線に沿うて事を成すのは英人の遵奉する政治哲學である。だから此の原則に従つてベルヒテス・ガルテンに首相が行つたし、その原則に従つて印度に自治的ステータスを許し、アイルランドに準獨立を許したのである。日本に對してだつて

ソウぢやないか。おとなしくして居れば何處までも付け上がる。ブー／＼言ふなら、聯盟も脱退する、華府條約もおシマイにする。現實を見せることが可い。廣東だつてソウだ。妙な團體が百姓や労働者の署名まで取つて廣東攻略を建白した。早く行らなければ國內治安の問題だと云ふ迄になつて、行つたところが、果然我々同志の言つた通り英國からお小言などは來ない。同盟通信が「チェムバレンが轉向した」と言つて言るが、轉向ぢやない。英國の政治家は浮氣ではない。議會でチェムバレン首相が「支那の復興にはエライ金が要りますよ、其んな金は日本では出來ない、我々に頼みに來ますよ」と言つたのは支那が頼みに來ますよと言つた積りでせう。何も日本の新地位を認めるとか認めないとかの意味がない、財政通たる同氏の常識觀を言つたのだ。之も何か裏があるやうに日本の或方面で新聞に書かせたのは誠に笑止の極みである。さうかと思へば近着の英國新聞



によると、英京財界では纏て講和になりさうだとの氣構へで日本の講和條件まで出て居る、その講和條件として、ロイタル新聞やドイツの電報通信に載つて居るのを見ると、第一項は、蔣介石の代りに汪兆銘がフェーラーになる、行政院長は何應欽とある。之では最近の近衛聲明の「國民政府と雖も指導政策を一擲し其の人的構成を改替して」と云ふのとドウやら無應して居る。第二項は、北支の特殊權益を認めて、北支には兵隊を置くが、南支は無條件で中央政府のものにしてやる——と。ソレぢや何の爲に廣東まで行つたり、場合によつては海南島まで行かうと云ふのか、譯が判らぬ。ところが少し氣のきいた外國人が見ると、「ハハア、アノ北京電報・上海電報の本音だな」と思ふ。

所が一般外國の輿論は、ソウ云ふ所を見ずして、「日滿支三國相携へ」てドウやらして「東亞を安定し世界の進運に寄與する」之を列國が認めなければ既得の

ンセッションでも取消すぞと言はんばかり。サウ云ふ意味ではないのであるが向ふは僻んでソウ觀て居る。だから爲替も下がれば、米國の軍備擴張に拍車もかける。近來、爲替がデリ／＼下がつて居る。爲替が下がると、軍備の上にもコタへる。石油を買ふのにドルが高くなる。今度の爲替問題はバウンドが下がつたからだらう。バウンドの下がつたのは歐洲不安が原因なのだ。殊にミュンヘン協定でイギリスがドイツに押へられた。チェムバレンが何を言はうが事實ソウである。歐洲の戦争はヒョットしたら來春あたりかも知れないと、ソウ云ふ心持だから、ロンドンに逃避して居つたフランがダラーの方に身代りしてニューヨークに逃げる。英國の連中もダラーを買ふ。ところが日本は一シル二ペンスに釘着けて居るから、防共三國で御親類の獨逸が啖呵を切つて英國が閉口した、その爲に、バウンドが下がつた。ドイツにお祝を言つた日本の爲替は下がつて居る。之は英米



クマノの關係からだ。パウンドが下がればドルが高くなつて圓が安くなる日本の通貨をパウンドかドルの一定率に釘着けると云ふことが間違つて居る。之は、英國が行らないところで、フランスが行つて遂に失敗した。

此の席には加藤敏三郎君のやうな偉いバンカーも居るが、フランスは世界第二位の正貨保有國で居りながら、サウンド・マネー・ゴールド・レイトに釘着けしな爲に参つてしまつた。英國は一九三一年に金本位を離脱したが、決して釘着けせず、爲替をして自然に落ち着く所を見出さしめた。但しスベキキュレイトの買廻りや賣投げを防ぐ爲に、爲替平衡資金三億パウンドを設けて随時出動する。日本は事々に英國の真似をするのに、爲替政策だけは、成功した英國流には行らないで、失敗したフランスの真似をして居る。之はドウ云ふ譯か私には判らない。親類にお祝ひするやうな事がある度に日本が困つて、アメリカから買つて居る物

が高くなつては、戦争遂行にも障害がある。また一シルニヘンスを維持する爲に、輕工業の原料品たる棉花や羊毛までも制限して、その結果、輸出貿易は減退する、輸出が減退すれば爲替が又下がるから、之ではヴィシヤス・サークル、底の無い連環線だ。

あまり悪口を言う<sup>いけな</sup>と不可から、妄言多罪、此の邊で止めて置きます。(拍手)



## 時局三題

(昭和十四年四月於日本外交協會)

——歐洲の危局・日獨伊同盟・對支事變處理の眼目——

### 緒言

野村閣下よりの過分の御紹介に預りまして恐縮でございますが、どうも餘り出過ぎるものだから叩かれる。叩く方ぢや大地の中へ叩き込んだ積りかも知れないが、なか／＼叩き込まれない。叩き込まれてしまへば都合が好いのかも知れないが、直ぐまた頭を上げる、國家の重大事に關し、毎々見るに忍びない事態が続くものですから。……

半澤君より本日の講演依頼に關し、宇治田君にかういふ内訓を與へられて居る。ポイントは三つある。結びが餘程振つて居る。「右は現在何人も最も伺ひたき要點なれども、本多さんに向つて、質問的條件などと言へば、叱られる虞あり」云々とある。なか／＼以て叱るところぢやない。お蔭で大變話が仕易くなつて感謝して居るのです。

半澤君の擧げられた要點といふのは(一)「歐洲の險象は如何に發展するものと觀測すべきか、」——大分難しい字を使つてありますが詰りヨーロッパの險惡なる情勢はどう發展すると考へるか、歐洲大戰になるのか、ならんのか、平たく言へばさう云ふお尋ねなんでせう。(二)には「歐洲の險象、ソ聯の進出等より推斷して、日獨伊の防共陣營を軍事的協力まで強化するの必要なさや。或はこれを必然性と看做すべきや。」——これはどういふことか私には分らない……が、恐らく



この頃色々な人が私の所に來て、どうだかうだと注進して呉れるあの問題なんてせう、即ち日獨伊防共協定をこの際軍事同盟にする必要があるのかないのか、拙つて置いても結局さういふことになるのぢやないか、——半澤君だけに矢張巧い言ひ廻はしをして居るが、要するにソんな意味だらうと思ふ。最後に(三)「現下の支那事變處理に關し外交上何か効果的の手を打つべき方策あるべきか」と、あるのは、蓋し支那事變を巧く片付ける手が外交上ないのか？

以上三つの點を中心として話をして呉れと、斯ういふ半澤君の註文であります。右第一問に對し、大丈夫戰になりつこはない。天下泰平だ。第二問は隨つて此際問題として取上ぐるに及ばず、ザ、クエスチオン、ダス、ナット、アライズ。第三問、「大にうまい手があるぞ、」と斯う言つたら御満足なんでせうが——又恐らくそう言つて貰ひたいお人もあるだらうと思ふが、不幸にして私の愚なる頭腦

ではさう樂には片づけられないのであります。

### 歐洲の時局に就て

——兩陣營と將來戰——

先づ第一に歐洲の時局に就てだが、誰も戰をしたくて掛つて居るわけではな  
い。英佛側は勿論のこと、ヒットラー亦素より所謂事を好んで掛つて居るもの  
は、お互の常識から見て斷定し得ないと思ふのであります。先程も食卓で米田博  
士が「誰か一人やりたい奴があると面自いんだが、」といふやうなことを言つて居  
られました。が、や。ら。し。たい。奴。は、何。處。か。に。あ。る。か。も。知。れ。な。い。が、や。り。たい。奴。は、一  
人。も。な。い。といふのが間違ひのない觀方だらうと思ひます。然らば戰爭なしに濟む



と言つて可いかと言へば、斷じて然らず。今回の徴兵法提出に際して、チエンバレン首相のした説明演説なるものを讀賣特電で見ましても「現在戦争行爲に這入つて居らぬが、併し今日は平時ではない。戦争は數週間、否數十時間後にすら物發するかも知れぬ。さういふ情勢の下に我々は居るのだ」と言つて居る。英國の總理大臣がそう明言して居ると申す以上はドウもお答への仕様がないのであります。

御承知の通りデモクラシー陣營——これは便宜上の言葉です——の英佛。それから大西洋の彼方より盛んに掛聲を掛けて居るアメリカあたりのやつて居ることは、まるで戦争の豫備的段階、即ち戦の三番叟である。平常の言葉で何といふのか知りませんが、つまり一旦戦争となつた場合に不利益を蒙らざるやうに、我勝ちに今から所謂陣地、據點の奪合ひをやつて居る——軍事上、經濟上、外交上——

——小國連の抱込み合ひにも中々狂奔して居る。詰り戦時外交が今非常な熱を以て行はれて居るのであります。そして又國內的には、大戦争見越しの下に、色々な内政上の非常處置が行はれて居る。フランスを見ても、英國を見ても、皆さうであります。一體どちらの方が、戦争といふ心構へで、即ち戦争といふ前提の下に準備を努めて居るかと言へば、現前の事實としては、それは獨伊側よりは、寧ろ英佛側の方がより甚しいのです。獨伊の方は軍國的施設は夙に一步先きに進んで居るが、英佛の方は今や遅ればせに一生懸命になつてこれに追付かうと努めて居る。

(イ) ミュンヘン會議前後の英國

昨年末こちらで講演をした時に申したやうに、英國は武力に於て自信がなかつ



たから、ミュンヘン協定では、謂はゞ體好く降参をした。そしてヒットラー・チエムバレンの共同聲明に依つて、お互に不戦の意思を表明すると同時に、強き外交は強き國防を要するといふので、軍備充實に一段と馬力を掛け出した。その内に三月十四日から十五日にかけ、タツタ一晚でヒットラーがミュンヘン會議で處分後の、私の所謂殘存チエツクを呑んでしまつたものですから、これは大變だといふことになつた。あの昨年九月のミュンヘン會議の當時、色々な人が私の所へやつて来て、あゝだ、かうだ、と評して居りましたが、結局英佛側は謂はゞ屈辱を忍んで譲つたのであります。さうして爾來大に馬力を軍備擴充にかけて居るのですが、俗に佛の顔も三度と申す驕がある通り、オーストリーの併合、次いでハズデーテン地方の併合、それから今度はもつとどえらいことをやりやがつた、と申すのが英國昨今の心持でせう。バーミンガムに於けるチエムバレン氏の演説要

旨を同盟の電報で讀むと、非常に威嚴のある、堂々たる、まるで優越の地位から後輩を叱つてるやうな演説のやうに感じられますが、向ふの新聞が来て、その全文を讀んで見ると、一向堂々として居ない。「俺としてあの場合あするより外なかつた」とか、「あれをやつたことは決して悔いがない」とか前の半分は言譯です。マンチエスター・ガーディアンは、これを、アングリー・マンズ・スピーチ（怒りんぼの演説）と評して居る。洵にその通りです。チエムバレン氏個人としても、英國々家としても、共に痛く面目を傷つけられたと感じて居るに相違ありません。従つて國と國との關係として、これは随分危険であるといふことは事實と認むべきであります。

のみならず、イギリスの人達は本來感情的にヒットラーやムツソリーニを嫌ひなんです。エチオピア問題の始まる少し前に、イーデンが特使としてローマに赴



き、ムッソリーニと會見し、「お前さんの方に少しエチオピアの領域を割譲させる。そしてその代償として英領のソマリーランドの一部をエチオピアに呉れてやる。そこいらで何とか種やかに解決してはドウだ?」。かう言つて勸告したのですが、ムッソリーニは之に耳を傾けなかつた。イーデンがローマを發つ時にはイタリー側から見送人もなかつた。あとでムッソリーニは人に向つて「あんなおしやれの馬鹿者は見たことがなし。」

(I never saw a better dressed fool) と云つた。イーデンは又イーデンで、ムッソリーニのことを「あんな奴と一緒にこの世界に住めるものか、あんな奴はバラサレちまはぬと云かん。」

(There's no livig with such fellow as Mussolini. The only thing to do is to get rid of him) と云つた、と或る眞面目な書物に書かれて居る。(Foreign policy in the

making by prof. C. G. Friedrich) イーデンのよゝな代表的英國紳士の眼には、ムッソリーニや、ヒットラーやゲーリングなどはまるで市井の無賴漢にしか見えな  
 い。氣分が違ふのです。恰度木曾義仲が京都のお公卿さん達に嫌はれたと同じわけで、そこには何等の理窟もない。所謂センチメンタリズムです。

さういふ議論は別と致しましてヨーロッパ危局に於ける代表的主役即ちドイツとイギリス、この兩大立物に付て言へば、その主役者達は互に性格的に相反撥する人なのです。一方が何氣なくこれなら對手も喜ぶだらうと思つて率直に提言することが、他方では、「馬鹿にするな」といふことになる。ヒットラーやムッソリーニには何處まで讓歩したつて、それで平和に行くものぢやない。一を讓れば十を求めて来る、さういふのが、イギリス、フランス等所謂デモクラシー國家の政治家及び國民の感情なので、一方又ヒットラーやムッソリーニの方から言ふと、



「大戦の跡始末の不公正な所を是正すると言つて、二十年の久しき會議々々で人を釣つて置き乍ら、こちらから眞面目な提案を出すと、何一つ受け付けない。何を偽善者共が言つて居るのだ」と、かう言ふ風に氣分的の摩擦があるのです。

(ロ) ヴェルサイユ條約の反動

日本で、外交を口にする人達は、兎角問題そのものの考察を閉却して、動もすればその御當人がイギリスが好きだとか、ドイツが好きだとかいふやうな感情から出發して「あれとかうするが可い」「どの國と親善を期したらドウだ？」といふやうなことを言ふ。親善をすると言つても、親善が出来るや否や、兩國間の關係がさういふ状態にあるのか否か、例へば、日本と英國、日本と米國、夫々の對立的關係を持ち來して居る問題が、本來外交のテクニクに依つて何とかなるも

のなりや否や。この點が先づ検討されなければならぬ。ヨーロッパに於て、フランス、イタリアが生れたのも、ナチ、ドイツが出現したのも、みんなこれはベルサイユ條約が、それ等の大國民の「アスピレーション」——民族的要求を無視しての條約であつたことと、そして、ベルサイユ條約以後の歐洲安定の礎石は、ウィークネス、オブ、ジャーマニー、「敗殘弱化のドイツ」といふものの上に置かれたのである。これは英米の責任ある地位の人達の今や公然容認して居る事實であるが、實に文明史上、竝に民族心理學上不合理不自然の事である。當然之に對し見らるゝ通りの反動が來た。イタリアのケースは千九百十五年のロンドン密約で、參戰條件としてイタリアに約束された所が無視され、講和會議に於てイタリアが非常に軽く扱はれた。其の後英國はどうやら自國の關する限り該密約の約束を果したけれども、フランスは全然ズルをきめ込んで（之は伊太利側の言分です）



現在に至るまで佛伊間の懸案としてそれが残つて居る。詰りパリーの平和會議で英佛米からヒドイ目に遭つた國は、戰敗國としてはドイツ、それから戰勝國側でイタリア（日本もそうであることは御承知の通り）。イタリアは国力不相當の犠牲を拂つて聯合側の戰勝に貢獻したにも拘はらず、講和會議ではまるで戰敗國の如き待遇を受けた、と、イタリア國民はさう信じて居る。その絶望が一時イタリアを共產化した。此の赤化に對する反動がムッソリーニの出現となつた。——これは私の一家言ではない。例へば一九三七年オックスフォード大學出版部刊行の「エムバイア、イン、ザ、ワールド」といふ書物の中にある前英國外務省情報部長、サー、アーサー、ウイラート氏の論文にもさう云ふ觀方で縷々論明されて居ります。ヒットラーが據つて以て立つて居る所以は、ベルサイユ條約、サンジェルマン條約に依るドイツ民族に對する壓迫を勿返し、第一流の文化的大民族に相應す

る國家的存立と、之にふさわしき國際環境を打ち立てる、これをやつて見せるぞと云ふその意氣と奮闘が國民の信頼を得たからこそ、元をたゞせば隣國よりの一流民に過ぎないヒットラーがあつたの通りの勢力を得たのであつて、それを着々實行に移して成績を挙げつゝあることは御承知の通り。先づ軍備の自主權の復活、ラインランド非武装地帯の撤廢、獨逸合併と、矢繼早に——而も又に颯ぬらずして——そして今度はチェツク併合と、眼まぐるしい位のやり方である。ヒットラーが國民に約束したベルサイユ條約、サンジェルマン條約に依る屈辱的制約からドイツを脱出させるそのプログラムで未完成のものがまだ残つて居るものが御承知の通りあります。視野をヨーロッパ大陸だけに限つても、ダンテッヒ問題ありポーランド廻廊問題あり、更に上部サイレシア問題あり、此の最後の問題は人民投票の結果に依れば當然ドイツに歸すべき地域をば——敢て牽強附會の解釋を付け



て——ポーランドに與へたものであることは御承知の通りである。

(ハ) 植民地返還問題

更にもつと大きな問題がある。それは他の國々にも關係あるが就中英國にとつては特に痛い、あの植民地返還の要求であります。これに付てはドイツは、初めは非常に穏やかな表現を以てして居つた。一體巴里講和會議で聯合國側が獨逸の植民地を取上げた時に表面の理由としたのは、ドイツ民族は未開民族を後見し世話をするのに不適當であるといふことであつた。「斯る断定はドイツ民族に取つて忍び得ざる侮辱である、宜しく委任統治の分配に吾々も與らせろ。」と、かういふ表現であつたのです。それが一轉して、「ドイツのナショナル・エコノミー國民經濟の運営にはドイツ自身の主權下に在るところの熱帯資源とマーケットが必要

だ。だからドイツから取上げた植民地——主としてアフリカですが——あれを返せ。」とかうなつた。詰り初めはドイツ民族の文明人種としての資格を侮辱せる取極めだから、これを訂正する意味で委任統治に参加させろといふことであつたが、今度は、そうは云はず、國民生活の必要に論據を置き、ドイツの國民經濟に必要だから植民地を返せ、と云ふ主張、その何れもが尤もと言はざるを得ないやうな相當の道理が通つて居る。ところが最近はその様な生やさしいことは云はぬ。そう道理に慙へて見たつて、聯合國就中英佛が返さうと言はない。そこで近頃は「あれは一體お前達が盗んだのだ、シムブリーにスチールしたのぢやないか。盗んだものだから、正當の所有者たる我々の方に返せ。」かう言つて居るのです。植民地問題について、私の注意して居るのは、主として英國の輿論の動きですが、エチオピア問題が大きくなつて國際聯盟に掛つた際に、現在の内務大臣、當時の



外相であつたサー・サミュエル・ホアが、聯盟に出て行つて大演説をやつて、英國はコロニアル、アンド、トロピカル——植民地とは言はんですよ。——植民地的、並に熱帶的資源の利用方につき、各國と共に再検討を行ふの用意がある旨を聲明した。その狙ひ處は要するに、そう云ふ譯だからムツソリーニさん、餘り手荒いことをしないで呉れ、エチオピア征伐は見合はして下さらんか——といふわけなんです。これを例の英國一流の方法で世界に宣傳した。さうすると、一番先にこれに感心して、これは名論だ。これならこつちにも都合が好いと喜んだのは日本の『外交論者』です。甚しきは、「植民地再分割といふことを英國あたりでもそろ／＼認めて來た」などと勝手に是をかけて大いに共鳴したものでした。例のアメリカのコロネル、ハウス、の植民地再分割論は、日本でも大變な反響を呼んで、然るべき方面では早速近衛さんの名前でレアクションを興へたりした。私は

あの時分にをかしくて堪らなかつた。あのハウスなんて人は、もう隱居の身の上で——御承知の通り今は早くも故人となつて居る——何でも言へる。又ハウスが何を言つたつて、それはルーズベルトの意向を何等反映するものでもない。況んやアメリカ自身は植民地は有たない——フィリッピンもあゝいふ風に獨立させることになつてゐるのだから、茲に日本が植民地再分割結構であるなどと慌てゝ言はふものなら、「そうだ！ お前の方は臺灣、朝鮮、樺太、それに滿洲國と幾つもの植民地を有つて居るのだから、一つ位ドイツに分けてやつたらどうだ」と、言つて來ないとも限らない。又サー・サミュエル・ホアの聯盟演説にしても、其の所言はつたり、「熱帯資源利用——本人の言葉では、アクセス——を確保する方法検討のための會議なら、英國は欣然參加する」。かう言つただけのことなんです。所がその後獨英關係の調節のため兩國間の各種の問題につき何とか解決の處置を



つけなければならぬといふ相當根強い思想がイギリスの有力者間に現れて來た。「何とかドイツとの關係を打開調整しなければならぬ、ドイツの要求には本質的には道理のあるものもある、さう云ふ點について、國際聯盟第十九條——條約再審査の規定があるにも拘らず、聯合國側で今まで何等此の十九條の趣意を實現させることを考へてやらぬから遂にあゝいふヒットラー流のパワー・ポリチックス實力外交の連發となつた。こちらとしても聯盟規約の精神を眞面目に實現するといふ心掛けが必要だ」と、例へば夫のロンドンデリー侯の如きは衷心から率直にこれを考へて居つたやうです。

(二) 英獨間の懸案行詰り

さういふ雰圍氣から、自然に植民地返還問題が識者間の議論に上るやうになつ

たが、さて愈々實際問題となつて來ると、植民地を返すと云ふことは、英國としてはなか／＼問題にならぬ。そこへ持つて來て、ヒットラーは例の實力外交で、どん／＼一方的行爲に依つて既定事項を破壊する。「獨逸側の主張に道理があるにしても、かれの手段方法が不可ぬ。」實際チェック問題直前までの英國の言ふことはかうなりました。即ち『一般的平和状態を回復するための取極めアレンヂメントの一部としてならば、植民地問題を考慮してやる。例のパワー、ポリテイックで、あの通りの流儀でボン／＼やられては敵はんが、一般的平和協定の一部として英國の方から出すコントリビューション「寄與」としては植民地問題も考へよう。』これが私の見る所では、チェック問題が尖鋭化する直前までの表面の態度であつた。裏面に於ては反對論が相當に強い。例へばジャーマン・イースト・アフリカ、ジャーマン・サウス・ウエスト・アフリカ、あれをドイツに返した日



には南阿聯邦の安全保障がなくなる。それから又エチオピア問題で地中海に於ける英帝國の地位が脅かされた。英帝國の連中は、これまで銀座の歩道位に考へた居つた地中海には、何ぞ圖らん、暗礁も凹凸もあるといふことが分つた。そこでいざ東洋に事ある場合には、地中海ルートだけでは安心がならぬといふので、あの喜望峯廻りルートを考へるやうになつて來た。ドイツの植民地要求は主としてアフリカの舊獨領還付なのであるが、之を返還してやつて、あの邊に潜水艦根據地や空軍根據地などを設けられては、英國は手も足も出なくなる。だから英國の本當の氣持は返したくないのだ。假に本國に返す氣があるとしても、自治領が承知しない。「例へば日獨伊防共結盟の今日、ニューギニアを返すなんてのは以ての外、あの連中にニューギニアを與へたら、何をやり出すか分らぬ」といふのは濠洲、ニュージールランドの感情である。これが昨年九月頃、チエック問題勃發直前

の状態です。英國の政治家は議會に於けるステートメントは、非常に氣をつけてやります。植民地は返すのですかと訊くと「さういふ事は考慮コンシダーしたことはない」と答へる。さうすると、返しちやならんといふ連中も満足するし、返すべしと言ふ方も満足する。返しちやならんといふ連中は「考へたことはない」といふのだから、返しやせんのだ。それから返すべしといふ連中は「これから考へる」といふことなんだらうと解釋する。殊にアフリカには自治領たる南阿聯邦あり、舊聯合國の他の國の委任統治地域もある。且又英本國としては、其處に居る土着民族の利害も考へてやらなければならん。

斯の如く、植民地問題一つだつて、そこに以て干戈を交ふるに十分の事情も情勢もあるのです。況んや英獨兩國の感情を昨年九月以前のそれに戻さうといふ事は、それは不可能だ。又ダンチツヒ問題にしても、ポーランド廻廊にしても、



新聞電報等に依ると、ドイツが自分で軍用道路をコントロールする治外法權を持たせろと言ふとか、言つたとか傳へられて居ますが、ポーランドのあの問題でも、私が先年外交時報にも書いた通りに、ポーランド廻廊をあの儘にして置いては、ドイツ帝國の領土の解體であると同時に、ダンテツヒも、廻廊もドイツに復歸されてしまつたら、ベルサイユ條約の作つたポーランド自體の解體となる。結局ポーランドが大國氣取りの矜恃を捨てて、ドイツの勢力系統下の第二流國的地位に甘んじない限り、ポーランドは崩壊を免れない。英國人一般の通念から言つてもあのポーランド廻廊なり、ダンテツヒなりに對するドイツの主張は、本質的に道理があるのだといふことは認めて居るのです。けれども、ポーランドが獨逸の屬國的地位になることは、歐洲均勢の大なる破壊であり、英國の大いに好まざるところである。斯う云ふ風に中々厄介な問題なんです。

先程も申しました通り、所謂民主國側の政治家は常に「協議に依る現状の修正」と云ふことを主張する。日本に對しても此の標語を以て當つて來てゐるのです。所謂東亞新秩序設定云々に對する抗議の公文を見ても「九ヶ國條約にどう云ふ修正を施せばいゝのか、意見があればそれを示唆するなり、提議するなりして、みんなで相談することにしやうぢやないか。」とある。これは廣田・ハル、メツセーシ交換の時すでに、アメリカはチャンとその手を打つて居る。「協議に依る修正」彼等は何時でもこれで來るのですが、そんな手に乗つて居れば日本は何時まで經つても華府體制の羈縛から脱けられない。さういふわけです。斯う云ふ風で、今日の歐洲の問題では、英、獨双方共最早行着く所まで行着いて居る。即ちバタツと行きつまつて居る。



(六) 地中海問題

イタリーとの問題は御承知の通り地中海問題である。スペイン問題も、英國から見れば畢竟地中海問題であるわけだ。

地中海問題は英帝國にとつては、英帝國の大動脈の保全問題。フランスにとつては、或はモツと直接的な死活問題と申すべきです。英佛がスペイン問題に肩を入れたのは當然の事に過ぎません。しかも結局獨伊側、就中伊國の勝ちに終つて居る。英伊協定はイーデン時代からチェムバレン時代にかけて二回もやりました。その頃よく私は友人から意見を求めらるゝまゝに言つたことですが、三國干渉から日露戦争に至る十年、此の十年間に日露兩國間に行はれた協定は、明治二十九年京城調印の小村、ウエーバー協定、同年莫斯科調印の山縣ロバノフ協定、

次で三十一年東京調印の西、ローゼン協定がある。此の外にも色々試みられたが、ものにならず闇から闇へと解消したのも一、二ある。斯うした、既遂或は未遂の協定は、ロシアにしても、日本にしても、それに依つて日露間がピタリと平和になつて、友邦として巧くやつて行けると考へてやつたわけではない。こちらには臥薪嘗膽して軍備の充實に努めて居つた。向ふは向ふで着々極東經營を進め、團匪事變の機會を擱へて一舉滿洲を占領し、更に猿擊を朝鮮境上に伸した。お互に萬一の場合を慮つての地歩強化を狙つて居る。つまりこれは、隙を見たら起たんとして相撲が仕切つて居るやうなものです。英伊間の事情も全くそれと同じわけです。ムッソリーニ曰く「イタリーは地中海に孤立せる一つの島である。地中海は英國にとつては、東に行く幾條の道路の一つ——一つの近道——たるに過ぎない。」イーデン曰く「否、一つの近道なんていふ安ッぽいものではない、大英帝



國の大動脈なのである。兩方共本當です。従つて之が解決は腕つ節に依つてする外はない。本質的に外交に依つて解決の出来る問題ではない。外交で解決し得ざることを知つて而も尙ほ外交の手を竭くすのも一つの有意義な外交であると同時に、外交で何でもやれるものだとの外交萬能主義で掛ると、飛んでもない結果になります。

(へ) 伊佛の關係はどうか

それから、イタリアとフランスの問題ですが、先頃チアノ外相の議會演説に對し、議員共はニース、コルシカ、チュニジの叫びを以て應援した。これには相當駆引があつたので、最近のムッソリーニの演説によるに、「イタリアの要求は三つの固有名詞で言ひあらはせる。即ち、チエニス、スエズ、ジブチ、この三つだ」

とある。「チエニスに於けるイタリア人の地位を、何とか有利に改善して貰ひたす。スエズ運河の經營に参加させる、ジブチ、アジニアへバ鐵道、場合に依つてはジブチそのものも譲つて呉れ」といふものであらう。どつちにしても問題が以上三地に局限されるとすれば、フランスとして戰爭を賭してまで之を拒絶せねばならぬ重大性はない。十分に妥協の餘地がある筈である。然るにフランスの方では佛伊交渉の基礎は、千九百三十五年一月のラヅワール、ムッソリーニ協定だといふ。伊太利の方では、あれは批准もして居ないし、それにエチオピア問題に於ける色々の經緯等、調印當時とは情勢が變つて居るから無効だといふ。所が佛國首相ダラヂエは、「三十五年のラ・ム協定こそ談判の基礎だ。フランスは一寸の土地も一件の權利も斷じて譲與せぬ。強いて要求するならば戰あるのみ」だと、まるでフランスの方から挑戦的態度を採つてゐる。なぜさう云ふ風に出なければな



らないかといへば、デモクラシーの政治家はドコでも同じことで、國民への手前といふものがある。フランスも近來隨分意氣地なくなつて居りますが、餘りに意氣地がなさ過るとあつては、國民に愛想をつかさされる。加ふるに、フランスも近頃は大分ヒステリックになつて居るし、それに先にも述べた國民性の相違といふことがある。

(ト) 殘存チエックへの英獨の行動

かういふ情勢で、歐羅巴はチエムバレン首相の言はれた如く、砲火こそ交へて居らぬが、平和では絶對にない。戦争は數週間後はおろか數十時間後にすら勃發する可能性がある。而して英國はどういふ考で居るかと言へば、世界覇權を狙ふものは何國たりと雖も之を許さぬ。斷じて之に抵抗反撃を加へると云ふのです。

今日のイギリス人はヒットラーを以て、ナポレオン一世の再生であるかの如く見て居るのです。政府も亦そういふ風に宣傳して居る。「チエックを一晚で呑んでしまつたヒットラーは、此次には何をするだらう。その内にはウクライナ邊りに進出する積りかも知れない。彼は畢竟ヨーロッパ全部に對する覇權を狙つて居るのだ。正しくナポレオンの再生だ」、斯う云ふのが今日のイギリス人の殆んど一般的な感情なのです。吾々局外者の立場からしては必ずしも英國人の斯うした考へ方に同情するわけに行かぬように思ふ。と申す譯は、英國はミュンヘン會議で武力劣勢の爲に一時の恥を忍んであゝいふ讓歩をして以來、汲々として軍備の擴大充實に馬力をかけて居る。武力至上主義が今の英國の行動原理となつて居る。それが爲には或る程度のファッショ的行政をやるのも亦已むを得ないと、イーデンのやうな自由主義者すら公言して居る。



そんなら武力が充實するまでは英國は歐洲大陸から手を引いて居るかと思すと、さうではない。彼が固有の外交力、就中金力外交で大に獨逸牽制を試みて居る。アメリカの外交がダラー・ディプロマシーならば、英國近時の外交はスターリング、ディプロマシーである。此の磅外交は支那に對しても、リースロスの幣制改革以來の活躍にありありと現はれて居りますが、歐洲大陸に於ては、ミュンヘン協定後の殘存チェックは、あれ以來段々と事實上ドイツの從屬國になりつつあつたのでしたが、英國は此の殘存チェックに對し財政的救助の意味で差當り一千万磅かの借款を興へた。これがドイツから見ると、金力を以てドイツの國策の邪魔をしよう、即ち中歐に於けるドイツの進路に牽制、阻碍を加へようとするものであると看做される。更に英獨間のわだかまりの種としては、あのドイツ流の貿易システムがある。之は一般にシャハトの創意だと信じられて居るようであり

ますが、シャハトばかりの考へから出たものでもないのでせう。要するに正貨のない國ですから物々交換によるので、即ちドイツは各種原料品——就中食料品をバルカン方面から取らなければならぬが、金がないから自分の方の生産物、機械、兵器等と交換する。「君の方から農産物をこれだけ買ふぞ、併し金がないから其代金はマークで君の方のクレヂットとしてドイツ銀行へ積立て、置く、そして其の積立てたマークと引換に俺の方の機械類等を君の方で買へ」と、かういふ仕組みで、バルカン諸邦と所謂バーター、システムの貿易が段々擴大し、強化されて來た。かくしてバルカン諸國の國民經濟は漸を追ふてドイツの支配下——でもないまでも勢力下に置かるゝに至るのは蓋し自然の歸趨であらう。之がイギリスの頭に非常に強く響いて居る。

ドイツ一流の貿易政策に依つてダニユープ方面からバルカン一帯のマーケット



をドイツに獨占されてはかなはない。何とかしてこれを掣扼しなければならぬといふので、色々と工作をやる。そういう事情から、ミュンヘン協定以來バルカン方面に於て英國は獨逸に對し可なり深刻なる經濟戰を展開しつつある。ドイツは又ドイツで同協定直後プレスラウからウィーンを繋ぐ軍用道路を、チェック領土を通して造る。その道路の上の法權はドイツにある。即ち治外法權地帯なので。今度は又ザクセンからルテニアの國境に向つての軍用道路を造る。つまり英佛の軍備充實計畫が完成しないうちに、この際やるだけの事をやつてしまはうと、さういふ氣分もあるのでせう。だからチェックを一晩で呑んでしまふやうなことになつたのでせう。

チェックを呑んで見ると兵器はどん／＼手に入るのみならず、一番渴いて居る正貨が四千萬磅ばかり手に入つた。それはいきなり行つて中央銀行の外國爲替と

か正貨準備とかを召上げてしまつたのです。之は確に割の好い仕事です（笑聲）。かういふことはイギリス人にとつて實に癢にさわる。日本でも、何處かその邊に持つて居る奴があれば、時々はやらうといふ氣になるんぢやないかと思ひますが（笑聲）、生憎どうもないやうです。かう形勢が迫つて來るのには、どうしても經濟戰といふものが相當の原因となつて居る。

半澤君から御提起になつた質問中の第一點については、先づ其の邊に止めて置きます。

### 日獨伊軍事同盟論是非

第二點は、野村閣下も言はれた如く、お互ひ必ずしも意見が一致するとは申されないでせう。これについては私の話を進める前にお断りして置き度いことがあ



ります。それは私のような隠居人に對してすら、色々のお方から、ヤレ防共協定がどうかとか、日獨伊關係がどうかとか、さも政府の機密書類でも見て来たかのやうに色々注進をして呉れる。此處に御出席の皆様は、私以上に色々御知りになつて居る方が多いと思ひますが、私は全然白紙でお話する。全然客觀的の事實となつて居る國際關係、又日本の國際上の立場に照らして、例へばお互ひが内閣員の立場にあればどうするか、まあこの席を閣議と見て——伴食閣僚かも知れませんけれども——自分の意見を申上げて見たい。

今度來朝のドイツ新聞記者團の歓迎のプログラムの一として日本民間側と獨逸記者團との懇談會を催さうと云ふ計畫の關係者の一人が、過日私の處に見えましたから私はかう言つた「自分は無精者でさういふ席には出ない人間だが、君達でし宜くやつて貰ひたい。自分は出られないけれども、併し僕に何か言へといふの

ならば、日本は武士の國である。武士に二言なし、日本の立場又日本の執るべきコースは、既に日獨伊三國防共協定が出来た、その瞬間に決つて居る。それから来る當然の結果と成行は、十分覺悟の上で、日本はあの協定に調印したのである。之が國民の感情である。我國の歴史を見ても、二股をかけたや、洞ヶ峠をやつたものは、筒井順慶以來榮えた例がない。そんなことは日本は考へて居らない、かう僕なら言ふ積りだ。」さう言つてやつたのですが、外交論としては、さういふ簡単なことでは御満足になれぬでせう。つい昨日も或る偉いお役人が私の懇意な若い者に向つて「何と君、ドイツ、イタリーの感じも悪くせず、英米とも親善に行く。さうして中立をして旨いことをするといふ工夫が何かありさうなものぢやないか」かう言つたさうですが、随分偉いお役人でも、かういふ暢氣なことを言つて居る、そんなことが出来れば結構だと申すだらうが、さうはいかぬ。源



氏の盟友なら、平家側とは巧く行ける筈がない。源平何れにも巧くやらう。それは常識に外れたことである。

#### A 英蘇の國際的現段階

防共協定を軍事協定にしろといふ運動に關係して居る有志の一人が私の所に來ましたから「どうもあゝいふ表現は餘りに細か過ぎて感心しない、軍事協定要請などといふのは取り方によりては人聞きが悪いぞ、何も獨伊に依らんだつて、日本は獨力で現にこれだけやつて居る。軍事協定なんて、そんなものは必要はないのだと、國防當局が若しさう云つたら、國民の立場としては左様でございますか、と言つて一應は引込むの外はない。如何にも國防當局に教へるかの如きあの表現は、失禮だがやり過ぎだ。少しく行き過ぎではなからうか、君等は既に英米

追隨がいけないと言ふ。何もヒットラーやムッソリーニに追隨する爲に、英米追隨を排撃したわけではあるまい。」さう言つてやりましたが、要は日本の國力と、そして吾々自身が一の文化民族として自覺して居る存在價値に相應する一つの國際的存在を吾々自ら拵へることだ。彼れと同盟し此れと反くのも皆此の目的に達する一つの過程であり、手段たるに過ぎない。だから今日本の此の國是の遂行を妨げて居る者は誰か、といふ見地に立つて考へれば、イギリスとはどうしたつて一緒になれないことは明瞭である。所謂「防共協定はソビエトを目標とする」成程、お役所流に言ふと、ソビエトではない、コミンテルンを目標とするのだと言ふのでありませうが、今日も當時の英國新聞を引繰返して見ると、日本の外務當局はさう説明したといふので、非常に嘲けつた筆致で批評して居る。それはさうでせう。政友會と喧嘩はするが、原さんとは仲良くするといふのと同じ程度の自



己欺瞞ですから……要するにアンチ・コミンテルン・パクト是即ち對蘇共同動作の協約であります。ロシアと衝突する時に、日獨伊は相互に相助ける。そんな文句はなくても、そこがあの協定の價値のある所だ。協定の文句がどう成つて居ようが、コミンテルン即ちロシア政府なんですから。

そこで問題は、ロシアが今國際間にどういふ地位にあるか。殊に日本の當面の對支行動、日支事變に於てロシアがどういふ地位にあるか、ロシアと所謂デモクラシー國家——之は主として英國を指すのです、フランスなどは外交上は英國の家に過ぎない——この英國とソビエツトの兩國はどう云ふ關係にあるか。「ロシアは想定敵國として取扱ふが、英國とは親善協調の關係を持ちたい」といふ。そんなことは果して出来るや否や。さういふ點を考へて見なくてはならぬと思ひます。

(イ) 英國の對日感情

先づ英國の極東政策は、歴史的に言つて千九百三十五年にリースロスが支那に來て法幣を確立した時に於て、一エボツクを劃した。あれによつて蔣介石政權を、蘇峰翁の所謂「英國の番頭」にしてしまつた。さうして蔣介石政府を現代式國家として育成することに依つて、支那大陸に對する日本の進出を阻止する、さういふ政策が千九百三十五年を一轉機として確立され、爾來すつとそれが遂行されて居るのです。これは拙著「日支事變外交觀」に収録した當時の私の講演に詳説してあります。



(a) 上院の討議に現はれた日本觀

それを最も率直に中外に闡明したのは——千九百三十六年の七月二十一日と記憶して居りますが——英國上院に於ける極東政策の討議であります。こういふ討議は皆政府と打合せの上で行はれるのですが、茲に申します討議といふのは、これは千九百三十六年、今から三年前に於てですよ。「日本はどうも孤立の淋しさを感じ、英國と燃<sup>ま</sup>りを取戻したい、昔の親類關係でないまでも温かい親善關係に戻したい念が動いて居るやうだが、これに對して日英關係改善といふか、何とか英國政府として打開の途を考へてやる氣はないのか？」と、政府の態度を確むるの意味に於て、ロード・ニウトンから動議が出て、茲に本式の討議となり、發議者の演説に引續き、二三の演説がありました。贊成者はたつた一人、而も贊成の

理由は頗る振つて居る。曰く「日英同盟は世界戦争の時には随分役に立つた。日本は随分我等の爲に働いた。今日本が孤立の寂しさを感じ、もう一度イギリスと舊情を温めたいといふなら、何とか考へてやつたらいいぢやないか。」と、いふのであつて、我々日本人の耳には如何にも日本を小さく見過ぎて居るといふ感じがしますが、まあ俗に謂ふ親日政治家の好意的議論として置きませう。

日本の方では恰度その頃大使が代つて、新大使が日英關係打開の使命を帯びて赴任するのだといやうなことが當時日本の新聞に書き立てられた。「日本は如何にも英國として居る。」かうイギリス側では解したのです。そこで七月二十一日の上院の討議は、英國政府が氣を利かせたのだと私は思ふ。

豫めそれを斷念させる爲に、何とか議會で聲明しようぢやないか、



さういふ内議の結果なのだらうと思ふ。そこで當日の討議では、今の海軍大臣、當時の工部大臣スタナップ伯は政府の名に於て演説したのですが、何と言つたかと申しますと、「英國は支那の領土保全主義、日本は勢力範圍主義だ。斯く國策を異にする日英兩國の間には何等の協定を爲す餘地はない。北支に於ては日本の武力を背景とした密貿易が盛んに行はれて居る。支那税關の當然の職權が踏み躪じられて居る。又滿洲に於ては英國皇帝陛下の臣民たる印度人が日本官憲によりて不法に逮捕監禁された事件あり、嚴重に我政府より談判中である。かういふことから見れば、逆も日本と協調など出來べき場合でない。今まで發言の諸公の中には、支那はこの儘に抛つて置いては、日本の手下になるか、ロシアの家來になつてしまふ、といふやうな御意見もあつたが、そんなことはない。我英國といふものがあるではないかと、又曰くロシアは極東に於てはデイフエンシツ防禦的であ

り、日本はこれに對してアグレッシブ、攻勢的、侵略的である」と。之が英國政府の意向として政府を代表せる國務大臣の口から言明せられた處なのです。

(b) 以蘇制日の方針

要するに、英國は、恰度明治三十七八年當時の極東政策の逆を行つて居るのです。あの當時は二十五萬噸の最も釣合の取れた艦隊、十三箇師團の精銳なる陸軍を有する、換言すれば、當時東亞第一の武力を擁する日本と結んで、之を利用して支那大陸に對するロシアの攻勢を牽制した。然るに一九三五、六年來の英國は、極東に於けるロシアの武力は到底日本の及ぶ所ではないとの認識の下に、ロシアの武力を利用して日本を抑へる方針を採つて居るのです。一九三六年春夏の交、タイムスは數回の社説で日本を説諭して居りますが、其の要旨は「寺内陸相も議



會での答辯で容認して居るやうに、ウラジオ、ハバロフスクには、日本の重要都市を爆撃して日歸りの出来る重爆撃機が多数ある。今から日本が軍備擴張に努めて見ても、日本が軍擴をやればロシヤもやるのだ。それにロシヤは大分先に行つて居るから、日本がいくら努力しても追付きつことはない。日本は何時迄も一九〇四年(明治三十七年)のロシヤを考へずに、一九四〇年(昭和十五年)のロシヤの事を考へたら可からう、さうすれば餘り亂暴な真似は出来ない筈だ」と斯う云ふ風に我々は英國半官報から叱られて居る。

これに類似の社説はもう一つ二つあります。即ち其の當時からイギリスは、ロシヤの武力を以て日本を抑へるといふ國策を決めて居るのです。その表現の第一は何であつたかと言へば、例の英米佛三國のロンドン海軍條約——同條約の主義を他の第三國にもそれ／＼個別的に及ぼさうといふことになつて、ロシヤと海軍

條約を結んだ。その英露條約に於て、英國は日本が英米佛の三國海軍條約に加盟しないことを理由として、極東に於ける露國の艦隊は、質的、量的共に何等の制限を加へず、即ち露國に對しては絶対無制限の海軍力を極東に於て保有することを許諾して居るのです。英國の眞意は斯くして極東に於ける露國の海軍力を成るべく強大にして幾分でも日本の海軍を背後から牽制させようといふ、これが英國の政策なのであります。此の英ソ海軍條約成立と前後し英國は、ソビエツトに對する輸出保障クレジット一千万磅でしたかを與へた。ロシヤがウラジオに有つて居る五十隻とか六十隻とか稱する潜水艦隊は、英國の與へたクレジットで出来たものです。——少くとも之によりて大いに強化されたものと見るべきです。英國は斯うしたソ聯利用政策を秘密にして居るのでも、何でもありません。堂々と政府を代表してスタナップ伯が今申したやうなことを議會で聲明し、また軍縮條約を



歐洲情勢と支那事變

ロシアに提議するに當つても、さういふ風に露骨にやつて居る。にも拘らず、日本では「ソビエットの赤はイギリスも嫌ひな筈だから、コミンテルンに對する防共協定だといふ建前で行けば可いのだ。ロシアと英米佛は他人だ。」と獨斷的に決めて居る。しかし事實は日本に關する限り即ち日本を對象としての外交分野に於ては、ロシアは所謂民主國側の陣營に入れられて居る。殊に英國は千九百三十五年末から、國策として極東ではソ聯利用日本抑壓の方針を執つて居るのだ。此の現實を何が故に日本の一部の有力者並に外交關係の人々は考へないのであるか。慨げかほしいことである。

(ロ) 日本人のお人好し

この間或る人が私の處にやつて来て「この頃大分英國の輿論が改善されたとい

ふ話だが、さういふ風にお認めになりませんか」と言ふから私は「どうも氣が付かんね。何かさういふ風な事實でもあるのかネ——。」と訊いたら彼氏曰く「何でも相當長く日本に在住し、最近本國に歸つて日支事變に於ける日本の立場を講演して居る人があるさうですが、その人の講演が非常に評判が良くて、あつちからも、こつちからも頼みに來る。餘程英國人も認識を改めたらしい」「誰だい、それは。」曰く「〇〇〇大學の教師、プロフツサー・Tだと云ふことです。T氏の講演が大分英國の認識を改めさせたと言ふ話です。」とのことだから、私曰く「イギリスにてはさういふ講演のもてる場合が往々にしてある。日本の官立大學の教師をして居た漢子<sup>オコト</sup>が面白い話をする。彼れによるとさう日本も悪くないらしいよ。さうか、それぢや一つ聴きに行かう。かういふことなんです。近日のジャバン、アドバタイザー紙を見ると、T先生は、日本人は決して在留支部人を虐待して居ら



英米關係と支那事變

一一〇

ゆとりやうな道徳的の方面だけを話したらしい。誰かそんな人の演説がもてるからよごは、取りも直さず英國を支配して居る輿論が、全然日本に反對である證據なんぞ。珍品だからもてる。相當の責任ある地位にある人々の言論。英國政府の公文、英國國務大臣の外交演説等々を忘れては不可ぬ。日本で月給を貰つて居る英語の先生が一寸歸つて話をしたからと云つて、それで英國の考が變るものかどうか、もう少し君達も、深刻に物事を考へるようにならなうちやいかんよ。」と、いさう言つてやつたのですが、雑誌か何かで、やはり、英國民の考が變つたといふ獨斷然前提の下に、日本もイギリスも共に自省自肅せねばいかんといふやうな意見を大々的に出した先生もある。

どうも

れば、直ぐ日米

關係一轉化などと騒ぎ立てる。こんなことは國際間

のイロハ的儀禮で、實は先方の肚の中では、「忘れて居つたが俺の所の不幸の時に花輪が來てるさうだ、仕方がないから花籠でも送つて置け」。まアその程度の事なんです。それに對し此方では色々ありもしない政治的意味をつけて、對内宣傳に利用したり、又黒船會とかいふものさへ出來たさうだが、アメリカ人の肚の中では「何だまたコムモドル・ペルリか、フフン！」と言ふ處でせう。

### B 蘇聯と英米佛

要するにソ聯は英國にとつては盟邦でないまでも大切な友邦なんです。御承知の如く、ドイツが日本に次いで聯盟を脱退し、一面又ドイツの軍擴が非常の速度で進むのを見て心細くなつたフランスは、バルトウ外相時代にソ聯を懇請して聯盟にはいつて貰つた。即ちソ聯を歐洲政局の檜舞臺に迎へた。その當時タイムス

時局 三期

一一一



なども非常にソ聯を激賞したものです。所謂日獨伊三國關係強化に關する質問に對し、我が外務大臣が三月五日か六日に議會で答へた如き説明は、要するに英ソ間が一緒になり得ないものだといふ前提の下に於てのみ可能なのです。當日の海軍大臣の海軍豫算説明は、外國特派員が打電したけれども所謂防共協定強化に關する質問に對する外務大臣の答辯は、外國記者は打たなかつたらしい。そこで同盟通信社から右答辯速記を英譯して八日の晩か九日の朝かに東京各外國特派員に送つた。それがタイムスに出て居るのですが、タイムス特電は「外相は獨伊との關係はアンチ、コミンテルンだけだ。夫れ以上に何んにもない。ナツシング、ピヨンド、ザット、東亞新秩序の設定には、英米佛の諒解を必要とする、と、言明した。

「と、かう言つて居る。それから

三月二十三日? の五相會議の様子が、クリスチャン、サイヤンス、モニターに東京特電として出て居るが、一ヨーロッパの時局については日本は中立をするのだ。獨伊とは所謂軍事同盟はやらないのだ。」と、かういふ風に出て居ります。外國人はソウ信じて居るのでせう。日本政府ではソ聯と英米佛とは引離し得ると考へたいのでせうが、これは少くとも至難の注文です。

### C 英米佛と日本關係

今度は英米佛と日本はどう云ふ關係か。これは説明するまでもありません。東亞新秩序の設定と云ふ語の意義は兎に角として今やこれは國民精神總動員の平沼首相の御演説を拜見しても——拜聽はしません。拜見したのですが「東亞新秩序の再建が着々現地で進みつゝある。どうしても蔣介石政權打倒に邁進する。しか